

# 寝屋川市

## 令和4年度 有料老人ホーム集団指導資料

1. 有料老人ホームの自然災害BCP策定方法  
(有老協 BCP モデルを用いて)
2. 入居者虐待について

令和4年7月27日



内閣府所管

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

事業推進部長 松本 光紀

# 1. 有料老人ホーム自然災害BCPの策定方法

## ◆目次

本BCPモデルの目的	1
A. BCPについて	2
A-1 BCP(事業継続計画)とは	
A-2 有料老人ホーム事業のBCP	
A-3 法令等の要請	
A-4 本協会の取り組み	
B. BCP総論	9
B-1 基本方針の策定・周知	
B-2 被災リスクの想定	
B-3 発動基準の設定	
B-4 優先業務の設定	
B-5 BCPの見直し	
B-6 災害対応に伴う訴訟リスク	
C. 平常時の対応	16
C-1 避難計画の策定	
C-2 研修・訓練	
C-3 インフラ停止への備え	
C-4 物資の備蓄	
C-5 建物・設備の点検	
C-6 人的体制	
D. 災害発生時の対応	43
D-1 発生後の業務	
D-2 復旧対応	
D-3 外部連携	
E. モデル様式	47
E-1 BCPモデル様式	
E-2 避難確保計画様式(水防法に基づく国交省様式)	

## ■本BCPモデルの目的

大規模地震がたびたび発生した昭和・平成の時代から、現在は気候変動等の影響により、特に台風や豪雨等の自然災害が全国各地に甚大な被害をもたらすようになり、有料老人ホームの運営リスクが高まっています。

自然災害を防ぐことはできませんが、努力により減災することは可能です。有料老人ホームが入居者の安心かつ安全な生活を守るためには、各ホームでどのような自然災害が起こりうるのかを想定して、万が一発生した場合でも可能な限りサービス提供を継続するための計画づくりが重要です。

本BCPモデルは、本協会のこれまでの災害時会員支援の経験を踏まえ、特に大規模地震を例にしたリスクの想定や平常時の備え、さらには発災後の活動についての考え方を、具体的な例示を含めて取りまとめたものです。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅におかれましては、これを参考にされ、現実性が高く具体的な計画を作成していただくようお願いいたします。

また、ホームが抱える他の自然災害リスクについては、本モデルを参考にした計画を検討し、特に水防法や土砂災害法により「要配慮者利用施設」に指定されたホームにおいて義務付けられている避難確保計画と避難訓練の実施内容についても、BCPに組み込んで一体的に運用されることをお勧めします。

なお、感染症対応のBCPについては、厚生労働省が策定する「介護現場における感染対策の手引き」を参考にしてください。

## A. BCPについて



## A-1 BCP（事業継続計画）とは

自然災害、特に地震は、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の20%が日本付近で発生しているといわれるほど頻発しています。

特に平成になってからは、マグニチュード7以上の大地震が複数回発生しています。

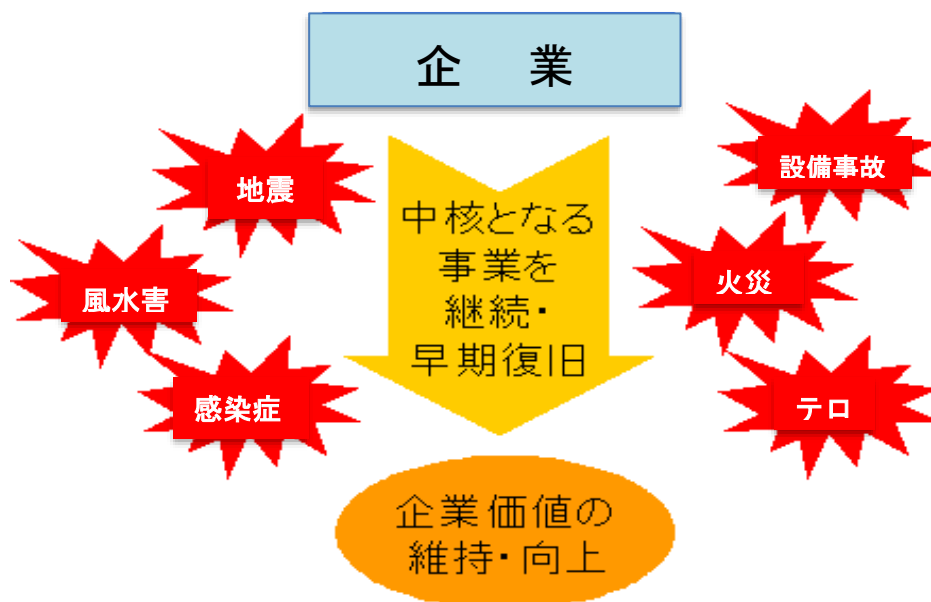
地震名	発生日	最大震度	マグニチュード
阪神・淡路大震災	H7.1.17	6	7.3
鳥取県西部地震	H12.10.6	6強	7.3
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	6強	7.2
東日本大震災	H23.3.11	7	9.0
熊本地震	H28.4.14	7	6.5
大阪北部地震 (寝屋川市震度5強)	H30.6.18	6弱	6.1

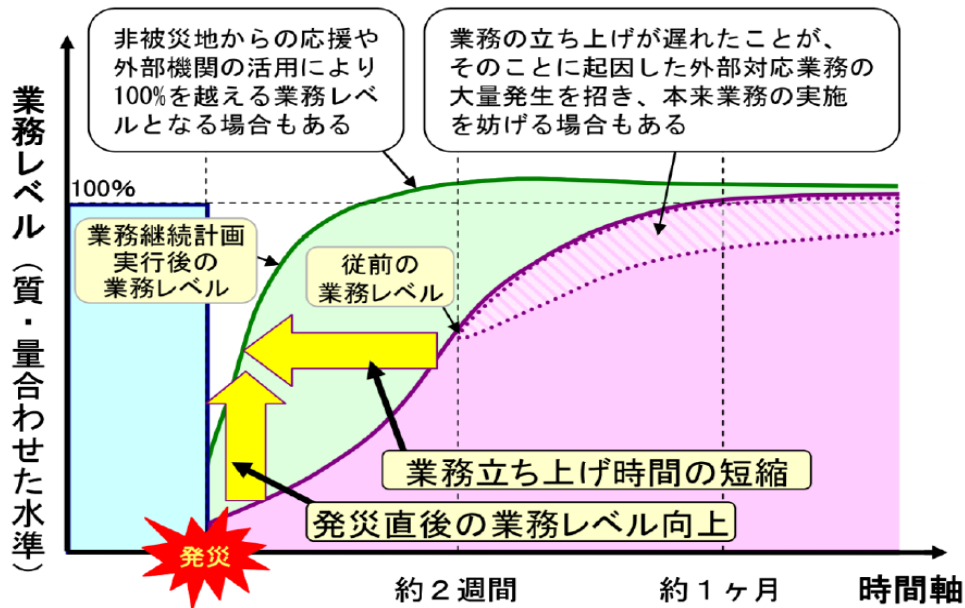
また近年では、台風や豪雨の頻回な発生に伴う土砂災害や河川の氾濫等によって、甚大な被害をもたらされています。

BCPとは、災害などの緊急事態における組織の事業継続計画（Business Continuity Planning）のことです。BCPを策定する目的は、自然災害など危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、「重要な業務を継続」し、「早期復旧を図る」ことにあります。そのためには、平常時に行うべき活動や緊急時の対応方法、手段をあらかじめ取り決めておく必要があります。

特に日本では平成23年の東日本大震災を契機にその重要性が注目されることとなりました。

有料老人ホームには、元気な方から介護を必要とする方まで、様々な高齢者が入居しています。不測の事態が発生しても、こうした入居者にとって欠くことのできないサービス提供を中断しない、また可能な限り短時間で復旧するための方針、体制、対応等の計画について、有料老人ホームの「自然災害BCP」、と定義します。





BCPは細かく3段階に分かれます。

1段階目は「IMP（初動計画）および重要手順」で、平常時の対応、発災時の被害状況の把握までとなります。その後、2段階目の「BCP（事業継続計画）」の実行に移ります。

3段階目は「BRP（事業復旧計画）」で、事業を維持しつつ、復旧に取り組む段階です。

上図のように、復旧には、時間とサービス提供内容(体制)の相関があると言われます。いかに短期間で業務体制を整備するか、にかかっています。

## A-2 有料老人ホーム事業のBCP

大地震等の自然災害が発生した場合、有料老人ホームに生じる主なリスクは、

- ・入居者、職員の死傷
- ・建物、設備の損壊
- ・社会インフラの停止
- ・災害対応業務への人手不足
- ・生活支援物資の枯渇、等となります。

特に入居者の生命、身体の安全を確保するためには、緊急時においても最低限のサービス提供の維持、継続が求められるので、あらかじめ計画し備えておくことが重要です。

また職員については、過去の大地震発生時にホームで何日間も寝泊まりして業務に当たるなど、過酷な労働環境におかれるケースも多く見られました。これを少しでも回避するためには、労働契約法第5条の「使用者による、労働者の生命、身体等の安全確保」への取り組みが求められます。

さらに、災害発生後に被害が軽微でサービス提供に支障がない場合、近隣住民の支援を行うことも、地域で生きる有料老人ホーム事業の公共性に鑑みて重要な役割です。

BCPの策定では、可能な限りホームの災害リスクを洗い出し、それぞれについて【平常時の取り組み】と【発生時の対応】を計画することにより、災害が発生してもホームが持つ力を最大限に発揮して、速やかな復旧と事業の継続が可能となります。

## A-3 法令等の要請

有料老人ホームにおけるBCPの策定については、令和3年4月1日改正の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚生労働省)」に規定されましたが、その詳細は同時期に改定された介護報酬に係る基準に拠っています。これにより、介護付ホームと住宅型ホームが同じルール下での取り組みを新たに求められることとなりました。

事業規制上で求められるBCPの策定には、自然災害対応のほか、新型コロナウイルスを含む感染症対応も含まれていますが、本モデルでは感染症対応に触れていません。厚生労働省が令和2年に策定した「介護現場における感染対策の手引き」を参考にしてください。

### (1) 「有料老人ホーム設置運営指導指針(抄)(令和3年改正・大阪府)」

#### 10 有料老人ホーム事業の運営

##### (5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

##### (6) 非常災害対策

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

##### (7) 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

##### (8) 緊急時の対応

(5)から(7)に掲げるもののほか、消防署と相談のうえ、地域の実情に応じた事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に年2回(うち1回は夜間想定)行うこと。また、ハザード(火災・地震・風水害)マップ等の入手及び家具の転倒・落下物防止対策等を行うとともに、非常食及び医薬品等の生活必需品を職員分も含めて備蓄すること。災害時に地域との連携を図るため、自治会の加入及び地域との交流に努めること。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。

※業務継続計画の策定は、令和6年3月31日までは努力義務

### (2) 介護保険法関係

特定施設入居者生活介護(介護付ホーム)や住宅型ホームに併設する通所介護事業所には、介護保険法のサービス基準でBCPの策定と運用が義務付けられています。

※注. 以下は、令和3年4月1日の改正規定

◆省令37号

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい

- う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第103条(略)

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

◆老企25号

第10 特定施設入居者生活介護 第3 介護サービス

3 運営に関する基準

(12) 業務継続計画の策定等

- ① 居宅基準第192条の規定により指定特定施設入居者生活介護の事業について準用される居宅基準第30条の2は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定認知症対応型共同生活介護事業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第192条の規定により指定特定施設入居者生活介護の事業について準用される居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

- ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

有料老人ホームでのBCP策定義務には猶予期間がありますが、近年多発する自然災害に対応するため、特に大規模地震がいつ発生するか分からない状況下では、速やかに取り組まなければなりません。

## A-4 本協会の取り組み

(公社)全国有料老人ホーム協会では、大規模災害の発生時に、協会会員の被災ホームに対して各種支援を行っています。

支援の実施には、必要に応じて「入居者生活支援制度」を発動し、物資提供や人的支援を実施しています。

(これまでの主な支援)

災害名	支援内容
阪神・淡路大震災	○義援金活動
東日本大震災	○被災ホームに対し、延べ約50トンの米、おむつ、生活支援物資を無料で配給。
熊本地震	○被災ホームに、生活支援物資を無料で配給。 ○医療依存度の高い入居者の、福岡県内ホームへの緊急避難を実施。
令和元年度台風 19 号	○福島県から静岡県までの被災ホームに対し、飲用水を約7,200リットル無料で配給。
令和2年度熊本豪雨	○球磨川近在ホームと自治体との連絡調整。

(参考)

□災害発生時の協会との連携について(令和3年7月5日)

従来、協会では会員ホームで【震度5弱以上の地震】、又は【台風等による大規模な被害が発生】した場合に、電話やFAXによる状況確認を速やかに行ってきました。

今後も必要な支援には積極的に取り組みますが、会員ホームの増加に伴い、こうした災害発生時には、時間が許すタイミングで、ホームから協会へ被災状況をご報告いただきますようお願いいたします。

□報告方法 協会HPトップページ右上の専用ボタンから、建物・人的被害、協会支援の必要性等について入力

□報告時期 可能な限り、発災当日中

□協会の対応 各ホームの状況を取りまとめ、必要な支援等を検討



(支援例)

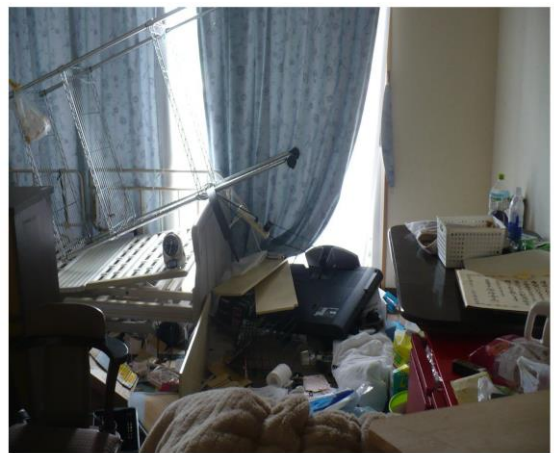
--	--



●物資輸送（東日本大震災）



●被災ホーム・居室内の状況（熊本地震）



●入居者の県外避難（熊本地震）

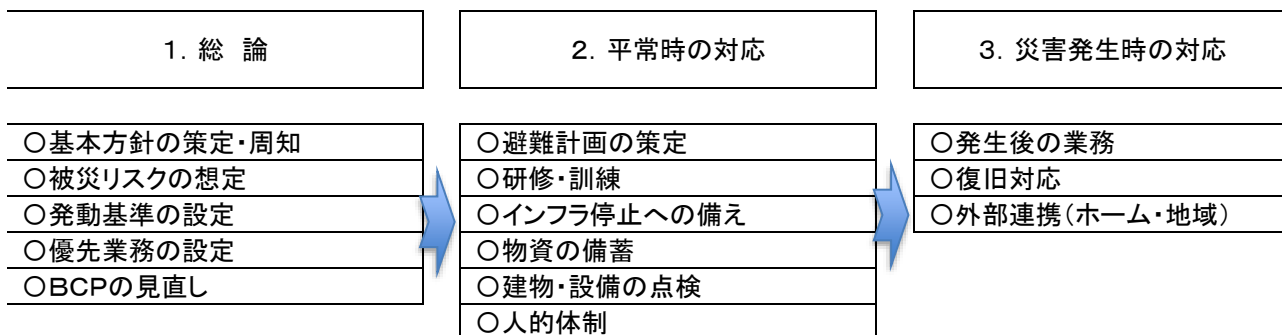


## B. BCP総論

本BCPモデルは、予見できずかつ被災リスクが最も高い「大規模地震」に対応するためのものです。他の災害や事象についてのBCPを策定する場合は、本モデルを参考に作成してください。

また、以下、個別の項目ごとに【策定例】を示しますが、ホームによって内容は大きく異なりますので、職員全員でよく検討し、最終的にBCPの計画書としてまとめてください。何よりも取り組むことが重要ですので、まずは計画書を作成し、その後必要な都度修正を行います。

BCPを策定するプロセスは、おおむね以下のような流れとなります。



【総論】では、災害発生時の対応方針や発動基準、ホームで発生しうるリスクの客観的な想定、災害発生時に優先すべき業務、また、PDCAサイクルでのBCPの見直し、等を検討します。

次に、【平常時の対応】として、職員への継続的な研修と必要な訓練方法を定め、電気・ガス等の停止にどう対応するか、また物資の備蓄を行い、災害発生時の職員確保方法等を定めます。

最後の【災害発生時の対応】では、時系列での活動の流れ、建物やインフラの復旧対応方法を定めます。また、地域のホーム間での業務連携や、地域住民の支援についても検討します。

## B-1 基本方針の策定・周知

災害発生時にホームが果たすべき役割は何か、を考えて基本方針を策定します。一般的には入居者及び職員の安全確保、サービスの継続、地域との連携、等が考えられます。

策定した基本方針は、職員や入居者、家族等の関係者に周知し、さらにホームの姿勢を消費者に伝えるためHPでの公表、入居者募集用ツールへの記載、などにも利用します。

### 策定例:

本ホームは、災害発生時において、次の方針に基づき事業を継続する。

1. 入居者の安全確保を図るとともに、職員の安全を確保する。
2. 入居者の生命・身体を保護するために、必要最低限のサービスを継続的に提供する。
3. 災害時のホームの状況に応じて、地域住民の支援を行う。

これを実現するために、本BCPを策定し、平常時の職員への研修や訓練を実施、災害発生時は適切に行動する。

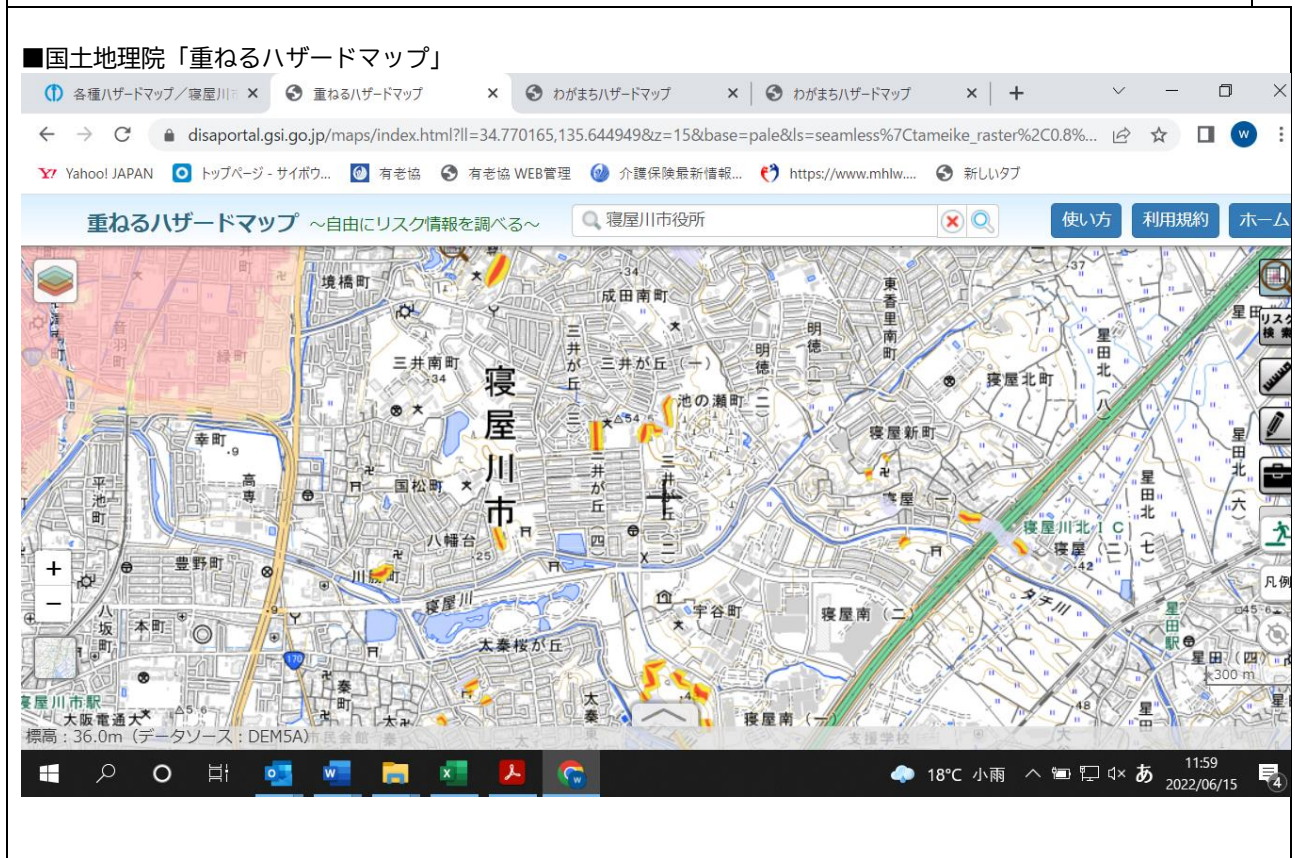
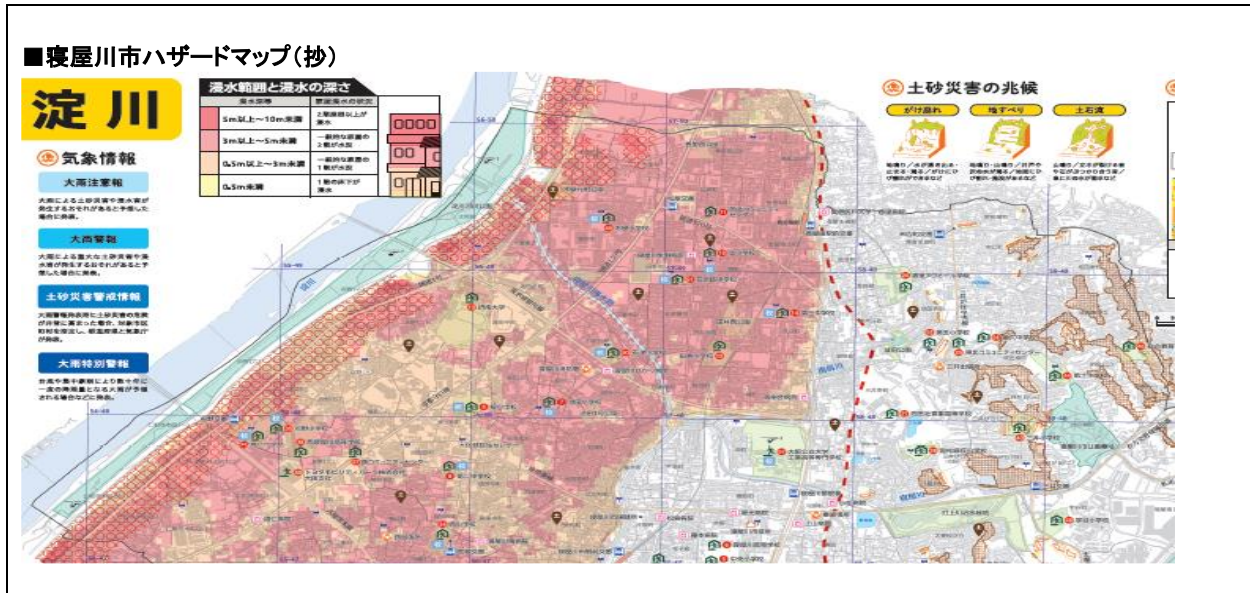


## B-2 被災リスクの想定

### (1) 被災想定

まず、ホームが立地する地域において、どのような自然災害が発生しうのかを、「国土交通省・ハザードマップポータルサイト」や「自治体公表のハザードマップ」、等で確認します。地震以外にも津波、浸水深想定、土砂災害など様々なハザードマップが公表されているので確認し、ホームが立地する地域の災害リスクを可能な限り把握します。

河川の氾濫による浸水については、「国土交通省地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」により、近隣河川のリスクを確認することができます。



次に、こうした公的なリスク情報を組み合わせて、ホームで発生しうる災害の被災想定を行います。想定する要素は、例えば、大規模地震の場合は建物や人的被害、洪水の場合は浸水深度に応じた建物被害、これらに共通するインフラ（電気、ガス等）被害となります。インフラ停止による被災想定は各供給会社が公表するなどしており、これを参考にします。

地震により建物に被害が生じる可能性がある場合は、これもリスクとして必要な補強等の対策を講じます。

## （２）発生時期想定

次に、災害がいつ発生するか、その時の職員配置状況、などの想定を行います。本モデルではもっとも職員数が少ない時間帯で、かつ積雪地域を踏まえた設定としています。また、発災直後の職員参集率を30%としますが、この数値は、厚生労働省がインフルエンザ感染による最大欠勤率を40%（=60%の体制）と見ており、その半分程度と考えています。

本モデルでは最も状況が厳しい時期（冬季の朝5時）を想定していますが、実際に検討する際は日中の職員が多い時間帯で検討し、その後、条件を厳しくしていくことも考えられます。

### 策定例：

#### 1. 地震発生時刻

冬季の平日朝5時（夜勤帯）

#### 2. 想定震度

震度5弱以上

#### 3. 浸水／津波

ハザードマップ上でリスクなし

#### 4. 液状化

液状化の可能性は低い地域

#### 5. ライフライン停止率予測

	発災直後	1日後	3日後	7日後	1月後
電 気	100%	100%	50%	0%	0%
水 道	100%	100%	70%	50%	0%
ガ ス	100%	100%	80%	70%	0%
通 信	100%	100%	90%	0%	0%

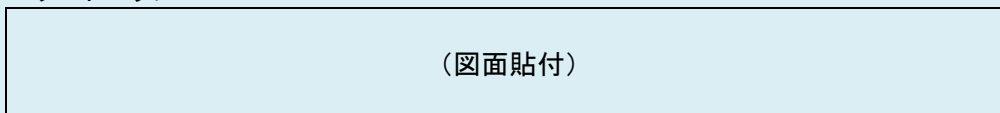
○発災から3日後まではライフラインが途絶することを想定し、必要な対応を図ることとする。

○特に発災7日目の想定として、電気・通信は復旧するが、水道は50%しか回復しないこととして、生活用水や飲用水の確保を行う。

#### 6. 建物被害

なし

#### 7. ハザードマップ



#### 8. 人員体制

初動時は勤務している職員〇名で対応。職員参集後は通常の30%の体制で業務を開始。

## B-3 発動基準の設定

避難が必要なタイミングや、地震の震度に基づくBCPの発動基準を定めます。震度の設定は、過去に大地震を経験したホームの場合はそれを参考に定めます。

策定例：

ホーム所在地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合、法人代表者がBCPを発動する。また、被災後、建物が損傷し入居者に危険が及ぶ場合、又は各種災害により「警戒レベル3」が発令された場合は、ただちに入居者及び職員の館外避難を開始する。

## B-4 優先業務の設定

発災後、想定する職員体制で提供できるサービスは限定されます。入居者の生命・身体を守る観点で、各業務についての実施方針を定め、さらに想定日数の間で最低限実施するサービスを選定します。ホームには管理業務、食事、介護、生活支援等の業務がありますので、それぞれについて実施するものとししないものをあらかじめ決めておきます。この決定には、発災後の時間経過に伴う職員の参集率が大きく影響します。

以下は介護業務の例ですが、ホームの介護メニューに基づき、職員の参集率をみながら、業務の優先度を決定します。また、業務を実施するために必要な備品・消耗品等については備蓄品としてリストアップします。

なお、住宅型ホームで通所介護事業所を併設している場合は、いったん事業を休止し、利用者本人や家族へ連絡するなどの検討も行います。

策定例：

### 1. 被災後数日間の業務方針

経過 目安	発災時 夜勤者のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	5%	30%	30%	50%	100%
在庫量	100%	90%	70%	20%	通常
ライフライン 復旧率	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 50% 水道 30% ガス 20%	電気 100% 水道 50% ガス 30%
業務基準	職員、入居者の 安全確認のみ	生命と安全を守る ための必要最低 限の業務	食事、排泄 介助 中心。その他は 休止や減	一部休止、減とす るが、ほぼ通常に 近づける	ほぼ通常に回復
食事サービス	—	備蓄食  備蓄飲用水使用	炊き出し、栄養補 助食品  備蓄飲用水使用	インフラ復旧の範 囲で調理再開  備蓄又は水道に よる飲用水使用	インフラ復旧の範 囲で調理再開  備蓄又は水道に よる飲用水使用
食事介助	—	必要な入居者に介助			
口腔ケア	—	人員体制が整う までなし	必要な入居者は うがい	適宜介助	ほぼ通常通り
水分補給	人員体制が整う までなし	必要な入居者に介助			ほぼ通常通り



入浴介助	—	失禁等がある入居者は清拭	清拭	インフラ復旧次第、入浴に切替
(※以下、管理業務、生活支援サービス等について列記)				

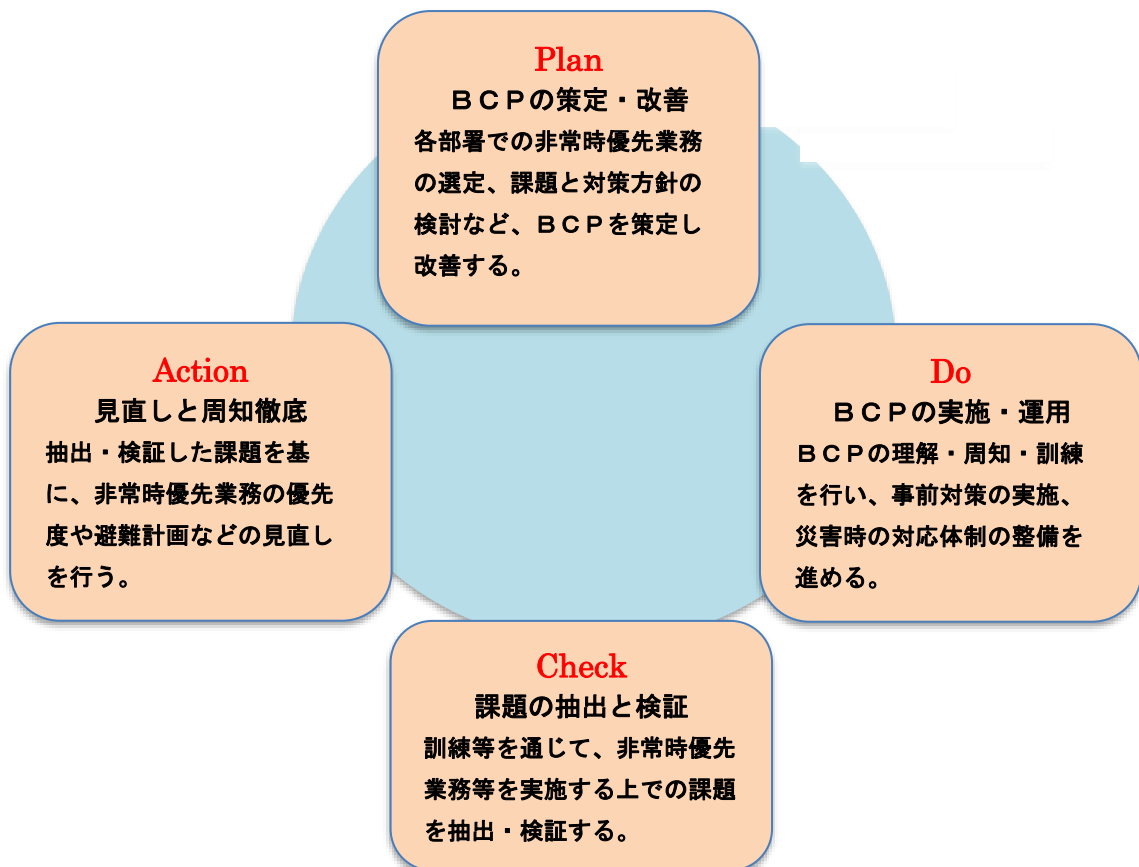
2. 介護業務(◎:必須、○:状況に応じて実施、×:実施しない)

業 務	優先度	サービスレベル
起床時	◎	バイタルチェック、ウェットティッシュで洗顔、口腔ケア
排泄	◎	通常通り
離床	○	無理に離床を勧めないこともあり
食事・補水	◎	備蓄食材を使用して提供
移動	◎	介助歩行者の車いす利用もあり
入浴	×	清拭に切り替え
就寝前	○	口腔ケア
通院介助	○	通院が可避な場合のみ実施

## B-5 BCPの見直し

策定したBCPは、平常時の対応や研修・訓練等を通じて改善点を検討し、定期的な見直しと、各種訓練等を通じて気づいた点などを検討して改善し、計画の実効性をさらに高めていきます。

BCPの策定から改善までの流れは、ケアマネジメント同様にPDCAのサイクルで回します。



## B-6 災害対応に伴う訴訟リスク

一般的に、ホーム内で発生した介護事故の責任を問われる場合の主なポイントは、

- ・ その事故が起こることを予見できていたか【予見可能性】
- ・ 事故が発生しないよう予防措置を講じていたか【安全配慮義務】
- ・ 職員は適切に業務を遂行していたか【過失責任、使用者責任】

となります。

近年では自然災害をめぐっての訴訟も提起されています。岩手県のグループホームで河川の氾濫により入所者が 14 名死亡した事故では、遺族が損害賠償を求めた結果、「法人が避難させなかったこと」の法的責任が認められ、結果として和解となりました。

こうした法的リスクを回避する上でも、BCPの策定と運用は最も重要です。

## C. 平常時の対応

## C-1 避難計画の策定

東日本大震災の際、ホームの建物が損壊し使用できなくなったため、入居者に他所へ移っていただいたケースがありました。これもホームにとり重大な運営リスクとなります。本協会では、熊本地震の際、医療処置が必要な会員ホームの入居者の受け入れ先を福岡県の会員に依頼、介護保険の取り扱いも含め熊本県、福岡県のご協力を得て、初めて入居者の県外避難の支援を実施しました。

地震発生時の避難は一般的に見て2次行動に当たります。問題は、洪水や津波、土砂災害等における避難行動であり、人の生命を守ることができるか、は時間との戦いになります、

本BCPは大地震を前提としていますが、ここでは、水害等に対応するための避難計画について考えます。これは、地震により避難を余儀なくされる場合にも活用が可能ですのでご検討ください。

### (1) 防災情報と警戒レベル(令和3年変更)

以下は災害について気象庁が示す防災情報と、自治体が発令する警戒レベル等の関係です。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が変更され、従来の「避難勧告」を廃止し、高齢者や要避難者に避難を求める「レベル3」が設置されました。

事態から警戒レベル4 避難指示や、警戒レベル3 高齢者等避難が発令された場合には、速やかな避難行動が必要となります。

一方で、多くの場合、気象庁の防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、警戒レベル4や3に相当する防災気象情報が発表された際には、自治体から避難指示等が発令されていなくても気象庁の「キキクル(危険度分布)」(通知サービスもあり)や河川の水位情報等を用いて、避難の判断を行う必要があります。

なお、気象庁は市町村に対し、避難指示の発令が遅れないようにする必要があります。他方で、豪雨による河川氾濫で死亡者が出た、岩手県の認知症グループホームでの事故では、大雨が続く中、自治体に対応に追われ避難勧告を出す機会を逸してしまった、と言われてしています。そのため、報道の情報に頼るだけでなく、ホーム内から危険のない範囲で現場の状況変化を注視する必要があります。

防災気象情報 【気象庁が発表】	取るべき行動	警戒レベル 【自治体が発令】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○氾濫発生情報</li> <li>○大雨特別警報 (浸水害)</li> <li>○大雨特別警報 (土砂災害)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：<b>災害発生または切迫</b></li> <li>●とるべき行動：<b>命の危険 直ちに安全確保！</b></li> <li>－立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> <li>(必ず発令される情報ではない)</li> </ul>	<p>警戒レベル 5相当</p> <p><b>緊急安全確保</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報</li> <li>○危険度分布「非常に危険」(薄紫)</li> <li>○氾濫危険情報</li> <li>○高潮特別警報</li> <li>○高潮警報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：<b>災害のおそれ高い</b></li> <li>●とるべき行動：<b>危険な場所から全員避難</b></li> <li>－危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>	<p>警戒レベル 4相当</p> <p><b>避難指示</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報(土砂災害)</li> <li>○洪水警報</li> <li>○危険度分布「警戒」(赤)</li> <li>○氾濫警戒情報</li> <li>○高潮注意報(警報に切り替える可能性が)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：<b>災害のおそれあり</b></li> <li>●とるべき行動：<b>危険な場所から高齢者等は避難</b></li> <li>－高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者又は障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>－高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段</li> </ul>	<p>警戒レベル 3相当</p> <p><b>高齢者等避難</b></p>

高い旨言及)	の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をし、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早目の避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主避難することが望ましい。	
○危険度分布「注意」(黄) ○氾濫注意情報	●発表される状況: <u>気象状況悪化</u> ●とるべき行動: <u>避難行動の確保</u> ーハザードマップ等により、自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認。	警戒レベル 2相当
○大雨注意報 ○洪水注意報 ○高潮注意報(警報に切り替える可能性への言及なし)		警戒レベル2
○早期注意情報(警報級の可能性) ※大雨に関して「高」又は「中」が予想されている場合	●発表される状況: <u>今後気象状況悪化のおそれ</u> ●とるべき行動: <u>災害への心構えを高める</u> ー防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

(避難行動の一覧表)

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない 自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等および近隣で取りうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認、等	リードタイムを確保できないと考えられるときに取らざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保  (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
～ 警戒レベル4までに必ず避難 ～						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全課を確認 ・自主避難先が安全課を確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時に取るべき行動(※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物へ移動(垂直避難)することを含む。 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間帯を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難移管する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時に取りうる行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば



ば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例:水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## (2) 避難計画の作成

避難計画の作成には、国土交通省「避難確保計画の手引き（洪水・内水・高潮・津波・土砂災害）」や、これに基づき自治体が公表しているモデル計画書等を参考にします。

平成 29 年 6 月 19 日に『水防法』及び『土砂災害防止法』が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内で、市町村が指定する【要配慮者利用施設】の所有者または管理者に対し、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。これは、平成 28 年 3 月末時点で、有料老人ホームを含む全国の対象施設 31,208 か所のうち、計画作成済みが 706 施設（2.3%）に留まっていた状況などを踏まえたものです。

「避難確保計画」は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画をいいます。計画に必要な事項には、計画の体制、計画の適用範囲、防災体制、情報収集及び伝達、避難の誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施、等があります。

避難確保計画書は、BCPに添付することが可能です。計画書様式は、特に市町村からの指定がない場合、国土交通省のホームページで簡易的に作成できるシートが掲出されていますのでご利用ください。

避難計画を作成する場合は、水防法等の要配慮利用者施設の避難計画について、内閣府が複数の参考事例を公表しています。検討するポイントを押さえて策定された、岩手県久慈市の社会福祉法人の避難確保計画書を以下に示しますので、ホームで検討する際はぜひ参考にしてください。

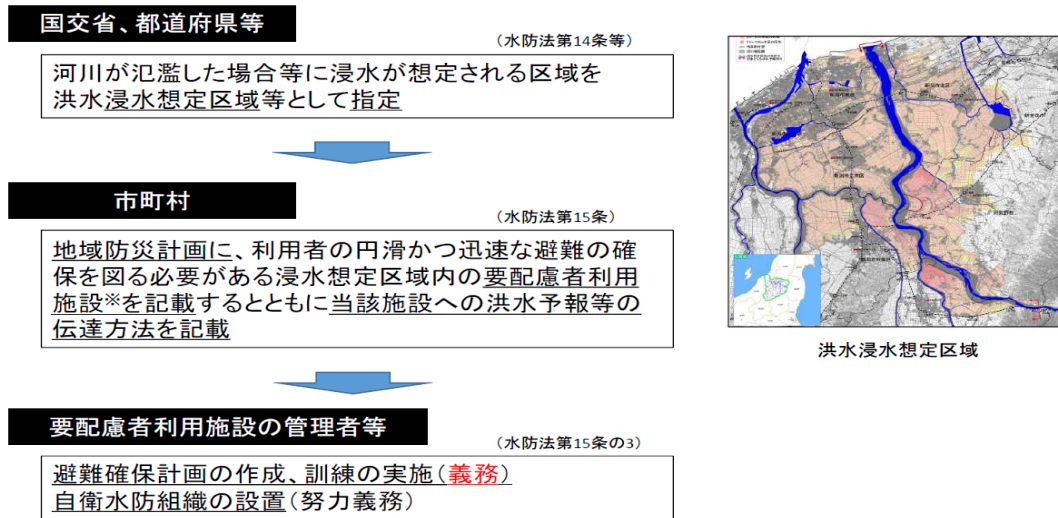
詳細は、内閣府が公表する「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」で確認できます。

策定例:

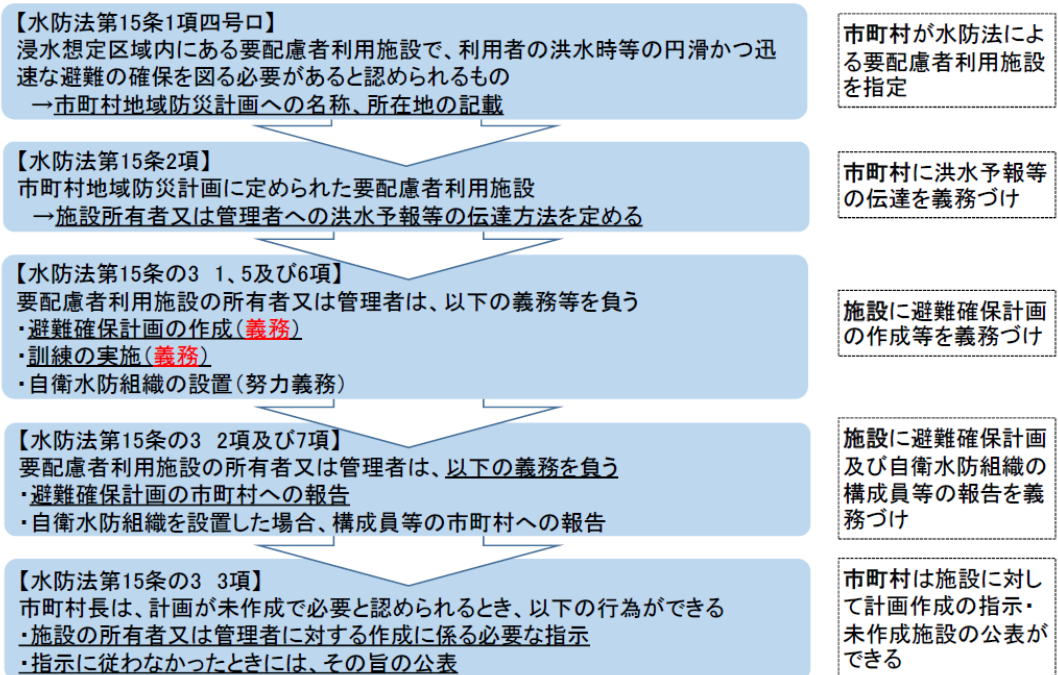
避難計画書（添付）

※BCP上では、添付資料とする。

## 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策



## 要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等



(参考2. 【高齢者グループホームひだまり(岩手県久慈市)】の避難計画作成例)

①避難計画書検討のポイント

□施設の概要

※平成29年8月時点

- 建物：1階建て
- 入所者数：9名

平常時の歩行状態 自立歩行6名、車椅子3名、  
 避難時の歩行状態 自立歩行2名、歩行(要介護)3名、車椅子4名  
 \*入所者は記憶障害、認知能力の低下、幻覚、不安感、喪失感、焦燥感等の症状があるため、避難場所まで自動車で移動する。

- 職員数：11名

□施設周辺の災害リスク

- 当該施設は水位周知河川である久慈川沿いに立地しており、久慈川に関する浸水想定区域及びハザードマップが公表されている。当該施設は浸水想定区域内に立地(浸水深は1~2m未満)しており、1階建てであることから、浸水による人的被害のリスクは極めて大きい。
- 浸水想定区域以外にも、過去の台風等で浸水実績のある区域等の避難時に通行止めになるおそれのある道路が多数存在し、避難経路の選定には注意が必要。



平成28年台風第10号災害時の避難の様子(元気の泉)

□従前の検討状況

- 当該施設では従前から水防法に基づく避難確保計画を作成していた。一方、過去の浸水実績等を踏まえた避難経路上の災害リスクや、避難にかかる時間等を踏まえた避難開始のタイミング等については、改善の余地があった。
- 施設の運営推進会議を設置しており、町内会長、民生委員、警察、家族、利用者、久慈市が運営推進委員として参加し、避難時における地域との連携について話し合っている。
- 同じ系列の3施設合同での水防避難訓練を実施し、避難行動に関する検証を行っている。  
 ※岩手県内で甚大な被害を及ぼした平成28年第台風第10号災害時には、避難場所の「元気の泉」に避難を行った。



5



## Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

### ハザードマップ等から避難場所や避難手段を検討する

#### 【避難場所の確認】

✓ ハザードマップや市のホームページ等から施設周辺の避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。



番号	施設名	指定緊急避難場所					避難場所の特徴
		洪水	崖崩れ、土石流及び地割り	高潮	地震	津波	
①	久慈中学校	×	●	—	●	—	どちらも施設から近いが、浸水区域内にあり、洪水の避難場所に指定されていない。避難場所①は「近隣の安全な場所」として活用することは考えられる。（避難場所②は1階建てのため、「近隣の安全な場所」として考えない）
②	栄町町民会館	×	●	—	●	—	
③	天神堂公民館	●	●	—	●	—	浸水区域外にある避難場所の中では施設から最も近いが、スペースが大きいいため、周辺の住民が避難した場合に入れられないおそれがある。
④	寺里公民館	●	●	—	●	—	—
⑤	元気の泉	●	●	●	●	●	他の避難場所に比べて遠いものの、福祉避難所にも指定されており、ベッドや布団等があるため、発災後の避難生活を考慮すると、他の避難場所と比較して入所者への負担が少ない。
⑥	久慈東高等学校	●	●	—	●	—	—

#### 【検討結果（避難場所）】

✗ 避難場所①②は洪水の避難場所に指定されていないことから避難先としては適さない。なお、避難場所①は事態が切迫した場合においては「近隣の安全な場所」として避難することも考えられるが、エレベーターがなく階段を登らないといけないため、入所者の歩行状態や階段を登る時間等を考慮し、浸水想定区域外への避難を優先した。

◎ 避難場所⑤は施設からは遠いが、福祉避難所に指定されていることから、避難生活時の入所者への負担を考慮し、最優先に考える避難場所とした。

○ 避難場所⑥は避難場所⑤が満員で入れなかった場合に使用することとした。

○ 避難場所③④は逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所⑤⑥まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合に使用することとした（避難場所④は③が満員だった場合を想定）。

#### 【検討結果（避難手段）】

➤ 入所者の症状から避難場所③④⑤⑥まで徒歩で移動することは不可能であるため、**自動車**で避難する。

## Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

### ハザードマップ等から避難時に通行できる避難経路を検討する

#### 【避難経路の浸水実績の確認】

- ✓ 避難場所は「元気の泉」として検討する※。
- ✓ 施設から避難場所までの避難経路は、以下の4ルートが検討に挙げられた。



#### 【避難経路の比較】

- ✓ 避難経路①②は避難場所までの距離が短いですが、浸水実績箇所等を通行する。
- ✓ 避難経路③は避難場所までの距離は避難経路①②よりも長く、避難経路④よりも短い。内水浸水実績範囲が浸水すると水防活動により通行止めになる。
- ✓ 避難経路④は避難場所までの距離が最も長いですが、通行止めとなる可能性は低い。



#### 【検討結果】

- ✗ 避難経路②は過去に何度か浸水した実績があり、避難時は通行できないおそれがあるため、避難経路として適さない。
- ✗ 避難経路③は避難経路②の内水浸水実績範囲が浸水すると水防活動により通行止めになり、避難時は通行できないおそれがあるため、避難経路として適さない。
- ▲ 避難経路①は平成28年台風第10号以外では過去10年間浸水していない。距離がもっとも短く、施設から見通しが良い。浸水していないことを確認できれば避難路として使用する。
- 避難経路④は距離は長いものの、早めの避難であれば避難経路上の災害リスクは低いいため避難経路として使用する。





# Point 2 避難にかかる時間の算出

避難行動・条件を細かく整理し、避難計画表を作成

## 【避難計画表の作成②（立退き避難・夜間）】

〈立退き避難・夜間の場合〉  
所要時間：約50分

入所者	避難開始から避難完了までのタイム										夜間職員配置(第1避難所)																												
	氏名	年齢	要介護度	要配慮度	認知症度	移動方法(平常時)	移動方法(避難時)	連絡方法(トイレ)	食事	服薬	時間(分)	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50			
グループホームひだまり	1					独歩	車椅子	布ハンツ	普通食	○	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	B	B	A	A	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
	2					車椅子	ひ車椅子		粥・雑穀み	○	A	A	A	A	A	C	C	G	G	C	G	C	G	C	G	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C		
	3					独歩	独歩	布ハンツ	普通食	○	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	A	A	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	4					独歩	独歩	布ハンツ	粥・雑穀み	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	5					独歩	車椅子	リハビリソフ	普通食	○	A	A	A	A	A	A	A	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	6					独歩	独歩	リハビリソフ	粥・雑穀み	○	B	B	B	B	B	B	A	A	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	7					独歩	ひ車椅子	リハビリソフ	普通食	○	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
	8					車椅子	車椅子	リハビリソフ	雑穀み	○	B	B	B	B	B	B	B	B	A	A	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	9					車椅子	車椅子	リハビリソフ	普通食	○	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B

避難準備開始から、約50分で避難完了

※B車両準備 C施設に到着

○避難の流れ

- 2 AがBに避難することを伝え、Cに非常参集の連絡。Bはデイ車両の準備
- 4~12 ABが、離床・上着等着衣介助・車いす移乗のち玄関前誘導
- 14~18 乗車開始。Cが(2)をひ車いすで、C車両に移動乗車、ひ車椅子を施設へ移動
- Aがデイ車両へ2名(4・5・6)移動。Bが(7)をひ車椅子移乗
- 20~22 Aが(8)をC車両へ移動乗車介助
- 24~26 Aがデイ車両へ(3)を手引き歩行介助にて移動乗車
- 28~30 Aが(1)を手引き歩行介助にてデイ車両に移動乗車
- 32~34 Aが(9)をデイ車両に移動乗車、Bが(7)をデイ車両に移動乗車
- 30~ Aが消灯・玄関戸締め後デイ車両・C車両共に元気の泉に出発

職員Aの動き BとCに情報伝達後、デイ車両準備、離床・避難準備、施設から各車両へ移動乗車介助、消灯・玄関施設、車両運行  
職員Bの動き 離床・避難準備、施設内見守り、車いす移乗、移動乗車  
職員Cの動き 自家用車準備、移動乗車、施設外(2台車両)見守り、運転

○見守りの留意事項  
・不安や混乱を避けるためできるだけ顔が見えるところで見守る。  
・急な動きを想定し(車いすからの立ち上がり等)安全に気を付ける  
・安心できる言葉かけを忘れない  
・スタッフ同士声をかけ合い、所在と行動を確認し合う  
・両方の車両見守り

避難(グループホームひだまり)元気の泉 避難完了時間50分  
職員配置(夜間 2名+非常参集1名)  
対象者(9名)・歩行状態(自立歩行2名、手引き歩行3名、車椅子介助4名)  
使用車両(職員自家用車1台、デイサービスの車両)

夜間の場合は、隣接するデイサービスの自動車(10人乗り)を使用する(夜間は営業しておらず、使用されていないため)。昼間と夜間で異なる自動車を使用する。

### 【検討結果】

- ▶ 夜間では避難にかかる時間は約50分であった。
- ▶ 参集するまでは2名で対応し、参集後には3名体制で対応する。
- ▶ 夜間は隣接するデイサービスの自動車(10人乗り)を使用して避難するため、少ない職員で避難することが可能。

## Point 3 避難開始のタイミングの確認

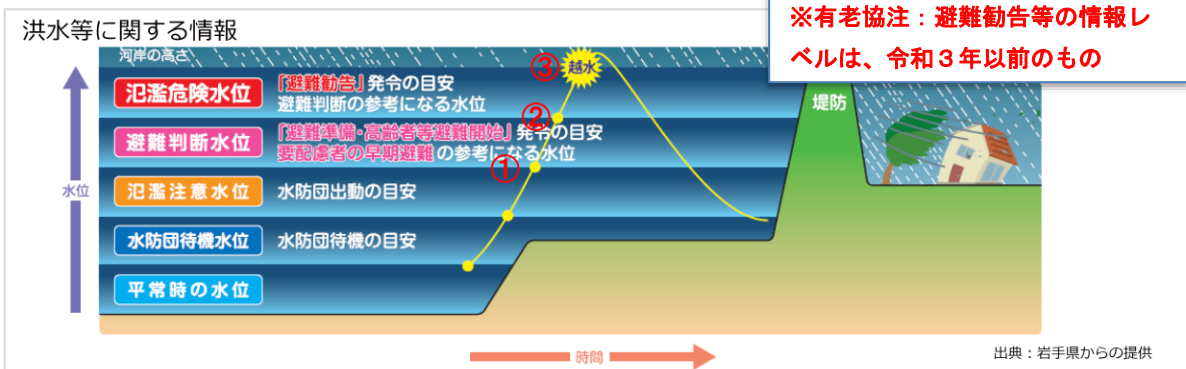
### 避難にかかる時間を踏まえ、避難が完了するかどうかを確認する

#### 【避難開始から完了までにかかる時間】

- ✓ 避難にかかる時間は日中約36分、夜間約50分であった。
- ✓ 河川管理者や久慈市の防災担当部局等に相談の上、久慈市から発令される「避難準備・高齢者等避難開始」からの避難開始で避難が完了するかどうかを確認します。

#### 【行政の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の考え方を確認】

- ✓ 河川管理者から氾濫危険水位等の設定について確認する。
- ✓ 久慈市から発信される避難勧告等に関する情報について確認する。



#### 避難勧告等に関する情報

久慈市の避難情報の発令基準（洪水）

- |               |                              |                |
|---------------|------------------------------|----------------|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | ：①避難判断水位に到達しさらに、水位上昇が見込まれるとき | （生出町観測所：3.1m）  |
| 避難勧告          | ：②氾濫危険水位に到達したとき              | （生出町観測所：3.4m）  |
| 避難指示（緊急）      | ：③堤防天端高に到達するおそれが高い場合         | （八日町観測所：5.53m） |

#### 避難勧告等の発令の考え方と水位が堤防天端高に到達するまでの時間を確認

- ✓ 久慈川（生出町観測所）が氾濫危険水位を超過した事例は過去10年間で2事例あった。
- ✓ 上記2事例について、河川管理者から水位や降雨データの提供を受けて整理した。その上で、久慈市の避難勧告等の発令基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に、水位が堤防天端高に到達するまでの時間がどの程度あるかを確認した。

#### ①平成28年台風第10号

平成28年台風第10号災害時において久慈川の水位上昇が急であり、「避難準備・高齢者等避難開始」の基準である避難判断水位から堤防天端高まで約2時間であった。

#### ②平成18年10月出水

平成18年10月出水の水位上昇の速度は、平成28年台風第10号災害時よりもさらに緩やかだった。



### 【検討結果】

#### （行政の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の考え方と、発令から水位が堤防天端高に到達するまでの時間を確認）

- 久慈川が氾濫危険水位を超過した過去の2事例を確認すると、水位上昇の速度が大きかった平成28年台風第10号災害時においても、「避難準備・高齢者等避難開始」の基準である避難判断水位から堤防天端高に到達するまで約2時間であった。

#### （施設における避難開始のタイミングの確認）

- 避難にかかる時間は日中約36分、夜間約50分であり、「避難準備・高齢者等避難開始」からの避難開始で時間的な余裕をもって避難を完了することができることから、「避難準備・高齢者等避難開始」により避難を開始することとした。ただし、夜間は職員数も少なく、入所者が睡眠導入剤を服用している等、入所者の状態も日中とは異なるため、想定外の事態が発生すると対応が遅れるおそれがあることから、夜間に避難をする場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたらすぐに避難開始できるよう、久慈川（生出町観測所）が氾濫注意水位を超えた際は職員の参集や入所者の離床等の避難準備を開始することとした。

※「避難準備・高齢者等避難開始」は水位情報以外に、台風の接近が予想される場合等で発令されることがあり、また、予測が困難な大雨等が発生した場合には夜間に発令されることがあるため、その場合にも避難を開始することが必要となる。

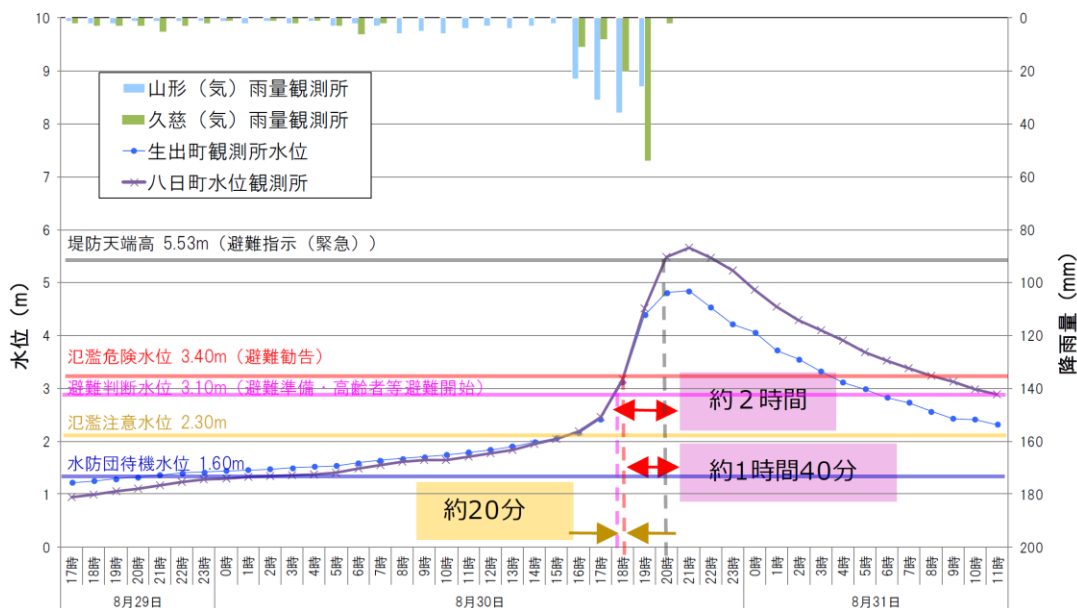
※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等（P4参照）により施設管理者が自ら危険と判断した場合は避難を開始する必要がある。



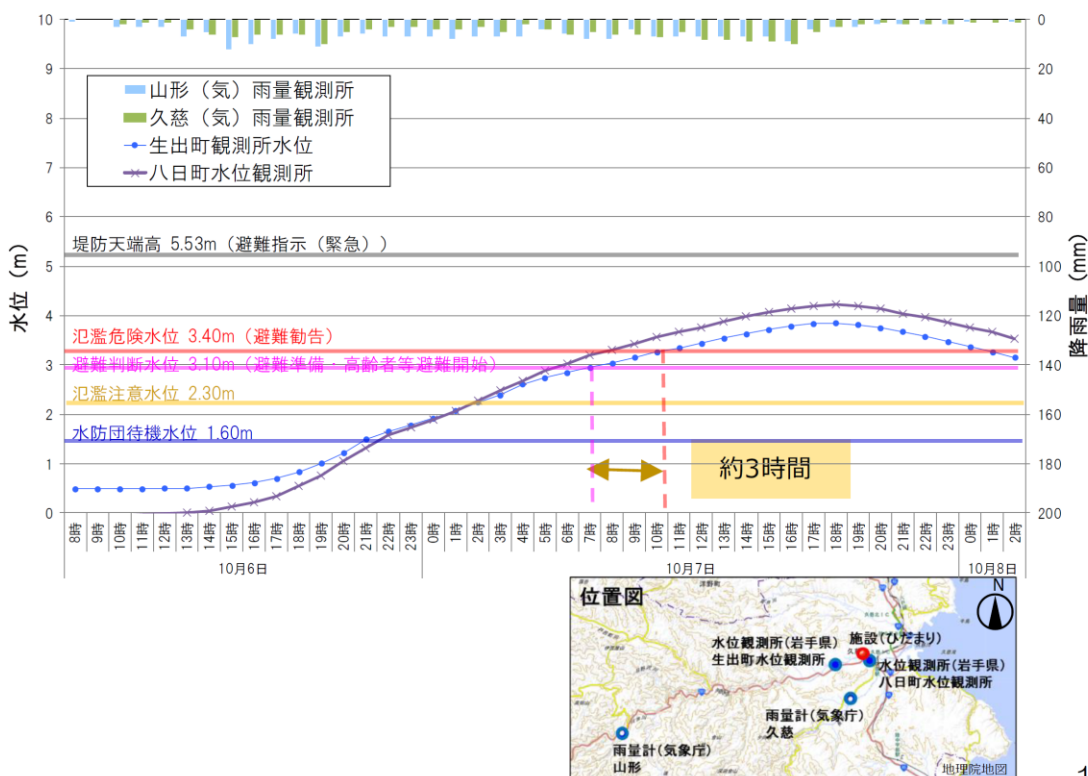
### Point 3 避難開始のタイミングの確認

過去10年間で久慈川が氾濫危険水位を超過した2事例の水位の状況

①平成28年台風第10号



②平成18年10月出水



## ②「避難確保計画書」

### 特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま グループホームひだまり 洪水時の避難確保計画(2017年8月作成)

#### 第1章 総則

##### 第1節 計画の目的、適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護ひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

#### 第2章 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての業務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

(1) 自営水防組織の設置

(2) 洪水時の、避難確保計画及び実施

(3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施

(4) 日頃から気象情報の収集に努める

(5) 緊急通報、高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する。

(6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する。

(7) 収容人員の適正管理

(8) 建築物、施設等の点検整備の実施及び監督

(9) 水防用設備等の点検検査の実施及び監督

(10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督

(11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督

(12) 管理権原者に対する助言及び報告

(13) 水害防止対策の推進

(14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市(消防防災課)との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

(1) 洪水時の避難確保計画の提出

(2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き

(3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請

(4) 水防用設備の点検結果の報告

(5) 教育訓練の指導要請

(6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

#### 第3章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないように維持すること。

(1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。

(2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。

(3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

【施設の状況】

人数		休日	
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日	休日
夜間 9名	夜間 2名	(平日と同じ)	(平日と同じ)

【避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



避難場所について

避難場所（１）→避難場所（２）（満員等の理由で避難場所（１）が利用できない場合）

避難場所（１）まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合  
避難場所（３），（４）に避難する。

避難場所（１）元気の泉までの避難経路について

- ・避難経路①を使用する。
- ・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

施設所在地

避難場所

#### 4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

##### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>久慈市に洪水注意報発表</li> <li>久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過</li> </ul>	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報・水位情報等の情報収集</li> <li>職員の参集(夜間の場合)</li> <li>使用する資器材の準備(夜間の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括・情報チーム</li> <li>統括・情報チーム</li> <li>避難準備チーム</li> </ul>
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令</li> <li>久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※</li> <li>久慈市に洪水警報発表※</li> </ul> <small>※「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により避難を開始する。ただし、「久慈川(生出町地点)避難判断水位超過」「洪水警報発表」になった場合は警戒体制を確立し、避難準備を開始する。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等により危険と判断した場合は避難を開始する。</small>	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報・水位情報等の収集</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>保護者への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括・情報チーム</li> <li>避難準備チーム</li> <li>統括・情報チーム</li> <li>統括・情報チーム</li> <li>避難誘導チーム</li> </ul>
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令</li> <li>久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過</li> </ul>	非常体制確立	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム

- ・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
- ・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

#### 5. 情報収集、伝達

##### (1) 情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁HP(<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>)</li> <li>「久慈市に発表されている気象注意報・警報」 <a href="http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_0320700.html">http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_0320700.html</a></li> <li>【参考】「大雨警報(浸水害)の危険度分布」 <a href="http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> <li>【参考】「洪水警報の危険度分布」 <a href="http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html">http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</a></li> <li>【参考】その他、台風情報等</li> </ul>
水位到達情報 水位情報	久慈市防災メール(登録制) インターネット <ul style="list-style-type: none"> <li>「岩手県河川情報システム」の久慈川の水位到達情報発表状況</li> <li>「岩手県河川情報システム」の久慈川の水位観測所の水位</li> </ul>
避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線 テレビ ラジオ



急)、避難所の解説状況	インターネット > 久慈市のサイト ( <a href="http://bousai.city.kuji.iwate.jp/index.aspx">http://bousai.city.kuji.iwate.jp/index.aspx</a> ) 久慈市の避難情報に係る緊急速報メール
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

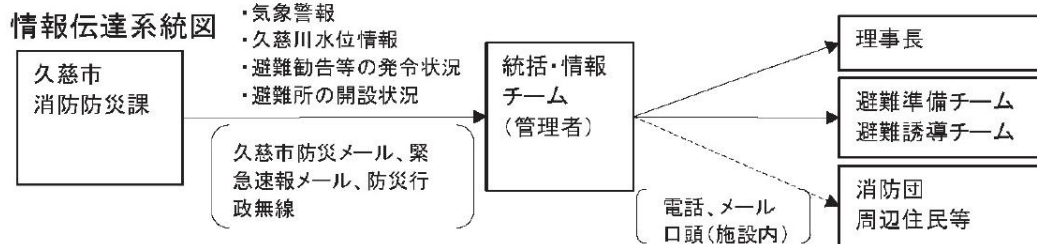
※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備える。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

## (2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確立状況、気象情報、水位情報、避難の開始等の情報を施設内関係者間で共有する。

②市町村への連絡先は「久慈市消防防災課●●●●」とする。



## 6. 避難誘導

### (1) 避難先

避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1～2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。

逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。

避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。

日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

### (3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両2～3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両2～3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両2～3台
避難場所(4)	寺風公民館	1700m	車両2～3台
屋内安全確保			

### (指定緊急避難場所)



## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食糧3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスプレイ手袋、雨具

## 8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

### ■防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

### ■防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## 9. 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下の通り訓練を実施するものとする。

① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

## 10. 避難後の対応

(1) 入所者様等の安全確認

### ①点呼

避難場所に着いたら、直ちに、点呼により、入所者様等の安否及び状況等確認する。避難中に、はぐれたりした者がいないかなどを確認する。

### ②ゼッケン等の着用

避難場所では、被災地区から多くの方が集まってきていることから、当施設からの避難者であることが一目でわかるように、名札等で混乱を防止するための措置をとる。(布ガムテープに油性マジックで施設名・氏名・留意(簡単な)点を記入して胸のあたりに貼る)

(2) 避難場所での対応

① 避難者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。ケガ等に対しては応急的な処置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、看護師(スタッフ)の指示のもと、病院への搬送を行う。

② 健康管理として、被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで、入所者様は体調を崩すことが予想される。こまめに健康チェックを行い、健康管理を強化する。万が一、体調を崩した者が出た場合には、必要な応急措置を行い、受け入れ可能な医療機関等へ受診・入院等の協力を依頼する。

③ 受け入れ先の避難場所職員や他施設の職員との協力は不可欠であることから、お互いの入所者の状態を共有し、安心に安全に過ごせるよう努める。(想定される避難場所職員と他施設職員とは日頃より、個人情報保護に関し共通認識しておくことが必要である。)

### ④メンタルヘルス対策

災害の被災者は、個人差があるにしても、恐怖や不安感、無力感が強くなっていく。環境への適応能力が低い場合には、パニックを起こしやすくなるため、適切な配慮が必要。

(ア) 入所者の心のケアの実施

災害が大きい場合等、被災による精神的ショックや、避難生活の長期化によるストレスが、心的外傷後ストレス障害に

なる可能性も大きく、精神科等専門家による早い時期からのケアが必要と思われる。

(イ) 施設職員のケアの実施

入所者様の安全を確保するためには、施設職員全体が健康でなければならず、過酷な条件下での過重労働を未然に防ぐためにも、外部からの支援を早目に受入れ、交代制で対応する体制を確立して、職員も休業できる体制作りが必要である。

また、職員自身やその家族が被災者であることも多いため、心のケアを行う事も大切であり、管理者は職員の情報も入手しながら配慮する。

⑤ 家族等への連絡・引継ぎ

被害情報等に基づき、施設の復旧の見通し、入所者様の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

引継ぎに際しては、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

⑥ 市町村への連絡

市町村に避難の状況(避難場所・避難した人員等)を連絡する。(避難完了者、負傷者、要救助者等について具体的な数字を踏まえて正確に把握)

(3) 被災後の安全確認

① 速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じ応急修理、危険箇所への立入禁止措置など、安全対策を講じる。

② 施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う。(地面の崩落の危険、建物の傾斜など)

③ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布等、衛生管理上必要な措置を講じる。

④ 電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統の設備に浸水被害があった場合には専門業者による点検で安全が確認されるまでは、通電、作動は行わない。

(4) 施設が使用不能な場合

① 入所者様のご家族等で被災を免れた方がいる場合

状況を説明して、家族等へ引き継ぐ。

② 入所者様のご家族等も被災している場合

他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるように依頼する。

※ 受入先となる福祉施設や医療施設等とは、スムーズに受入れがすすむように平常時から協力関係を構築しておく。

11. 緊急連絡網 ～(略)～

12. 外部機関への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	その他
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署			～(略)～		
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					
元気の泉					

13. 防災体制一覧表

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び総括主任】	(1) 防災情報確認に基づき体制を整える (2) 消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム(体制確保) 班長 【各施設チームリーダー】	(1) 統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡(事務員と連携) (2) 防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡 必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う。 (隊長及び副隊長が要請)	(1) 担当区域の点検見回り (2) 被害防止措置をとる(危険度の確認・報告) (3) 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難準備チーム 班長 【各施設看護師】 担当 【応急手当普及員】	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。	(1) 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入口等の配置につく (2) 警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護チーム	(1) 応急救護所の設置	(1) ご利用者様の体調確認

班長【各施設看護師】 担当【応急手当普及員】	(2)負傷者の応急処置 (3)救急隊との連携及び情報の提供 (4)病院への搬送	(2)健康状態に合わせた対応指示 (3)危険箇所の補強等を行う (4)避難経路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働 (1)水・食材・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

別添 「自営水防組織活動要領」 ～ (略) ～

別表1.「自営水防組織装備品リスト」

担当名	備蓄品目
総括・情報チーム	名簿(従業員、入居者様等)
	緊急連絡先名簿(入所様用、施設用、関係機関用)
	照明器具(懐中電灯等)
	情報収集及び伝達機器(ラジオ、携帯電話等)
避難準備チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所様用、施設用、関係機関用)
	飲料水(一人一日当たり2リットル)
	非常用食料(缶詰、乾パン等)
	懐中電灯、乾電池、ろうそく、マッチ
	携帯用ラジオ、乾電池
	雨具等
避難準備チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所様用、施設用、関係機関用)
	各入所様名札等(目印になるもの)
	誘導の標識(案内旗等)
	情報収集及び伝達機器(携帯電話等)
	懐中電灯
	携帯用拡声器
	誘導用ライフジャケット
	蛍光塗料等
応急救護チーム	応急手当セット(三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、血圧計、体温計、ガーゼ、はさみ等)
	簡易ベッド
	簡易トイレ
	タオル、毛布等
	リハビリパンツ等衛生用品

(以下、略)



## C-2 研修・訓練

災害発生時に職員がBCPに従った行動をとるためには、定期的にBCPの手順を確認するための研修や、シミュレーションを含む訓練を、発生場面を全員がイメージして実施する必要があります。職員が手順を習熟することがすべてとなりますので、計画的に進めてください。その際、職員全員が参加できるよう、現場のシフトを考えて数回に分けて実施します。

過去に発生した夜間の施設火災では、1人の夜勤体制で初動が遅れたために死傷者が発生した事例があります。このことから、深夜に災害が発生した場合、入居者の安否確認を他の職員が参集してから実施するのかどうかを含め、現場の職員の行動に迷いが生じないよう、業務の明確化を図ってください。

避難訓練については、避難計画に記載される避難経路や要避難時間、要介護者の避難方法、等に基づいて実際の訓練や机上訓練等を行うなど、昼夜を問わず、災害発生時に適切な避難ができるように備えます。

策定例：

訓練名	内容	頻度
BCP 机上訓練	・災害時の被害想定 ・発災時対応業務の確認 ・緊急時連絡方法確認、等	年1回(4月) ※新入職員配置後
避難訓練	・入居者、近隣住民との実動訓練 ※消防訓練との整理は所轄消防署と協議 ・夜間想定の上訓練 ・館外避難場所への誘導訓練 ※「避難計画書」(添付)に基づき実施。	年1回(9月)
安否確認訓練	・居室巡回の実動訓練／机上訓練	年2回(4月、9月)
職員参集訓練	・参集ルート確認の机上訓練	年2回(4月、9月)

## C-3 インフラ停止への備え

「B-2 被災リスクの想定」で設定したインフラ停止等への対策を、あらかじめ講じておきます。また、災害時は各供給会社のホームページで被災状況のデータが掲出されますので、業務用の携帯電話等にブックマークしておきます。

策定例：

### ①電力停止への対応

#### ○機器等の備え

- ・自家発電機の稼働方法・備蓄燃料の確認(半年に1回)
- ・充電器、電池、手動式備品の備蓄確認
- ・自動車バッテリーからの充電機器確保

#### ○最優先する設備

【医療機器、照明器具、冷蔵庫・冷凍庫、照明・空調、ELV、通信機器】

### ②水道停止への対応

#### ○機器等の備え

- ・飲料水確保／入居者・職員1人当たり1.5～3Lの備蓄

- ・生活用水削減／簡易トイレ、紙コップ・紙皿、共用浴槽の水張り
- ・発災時の給水車用ポリタンク(5L×必要数)を常備
- 自治体による、公園等の給水場所情報の入手方法を確認

### ③ガス停止への対応

- 機器等の備え
- ・プロパンガス、五徳コンロ、ホットプレート、カセットコンロの備蓄

### ④通信遮断への対応

- 機器等の備え
- ・衛星電話、MCA 無線機、端末充電器、を常備

## C-4 物資の備蓄

災害発生時に必要な備品・消耗品を抽出して、計画的に備蓄します。備蓄品によっては使用期限や賞味期限があるため、管理担当者を決め、期限や保管場所をリスト化して管理します。内容が多い場合には、BCPに別紙で添付します。

この検討には、ホームが所在する地域特性への対応もご検討ください。例えば、東日本大震災では東北の一部の県は米どころで卸価格変動に対応すべく約2日ごとに納入していましたが、地震で供給が絶たれたケース、石油コンビナート火災でガソリンスタンドが閉鎖されたケースがありました。これらのホームでは地震後に米を備蓄するようになり、また社用車には絶えずガソリンを入れておくようになりました。また、熊本では多くのホームが井戸水を使用していましたが熊本地震で井戸が枯渇したため、地震後は水の備蓄をするようになりました。

このように、地域の特性に対応しなければならない物資がありますので、供給元の連絡先と災害発生時の対応についても確認しておきます。

また、過去の大地震では、自治体からの支援物資が地域の避難所に届けられても、有料老人ホームには人と物資が揃っているとみられ、配給が得られないケースが多数あったことも考えておくべきです。

まず、インフラ停止への対応としては、3日間などBCPで想定する期間は、電気や水道が停止することを考えて備えるべき物品を検討します。

停電への対応には、自家発電装置と燃料の確保、廊下・階段の非常用照明ダウンに対応した照明器具等の備え、エレベーター停止時の入居者移動など、建物の構造を踏まえた検討が必要です。また、厨房の冷蔵庫・冷凍庫が使用できないときのために食材を保存するクーラーボックスや保冷剤の備蓄も検討します。なお、季節に応じた暖冷房器具の検討が必要です。

食事の提供については、入居者及び職員の分を確保します。阪神・淡路大地震では断水した際、容器に食品用ラップを巻いて食器洗浄を回避したケースもあります。

食料の備蓄に関連して、日本栄養士会では災害時の栄養課題等をまとめていますので、参考にしてください。

フェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	初動期	緊急対策期	緊急対応期	復旧期	復興期
	24時間以内	72時間以内	4日目～2週間	概3週間～1月	概ね1か月以降
状況	ライフライン寸断	ライフライン寸断	ライフライン徐々に復旧	ライフライン復旧	仮設住宅
想定される栄養課題	食糧確保 飲料水確保	支援物資到着 (物資過不足、 分配の混乱)	避難所栄養過多、栄養不足 栄養バランス悪化 便秘、慢性疲労、 体調不良者増加	食事の簡便化 栄養バランス悪化	自立支援 食事の簡素化 栄養バランス悪化
	要食配慮者の食品不足 (乳児用ミルク、アレルギー食、 嚥下困難者、食事制限等)	水分摂取を控えるため、 脱水、エコノミー症候群	食生活上の個別対応が必要な 人の把握	慢性疾患悪化 活動量不足による肥満	慢性疾患悪化 活動量不足による肥満
栄養補給	高エネルギー食		たんぱく質、ビタミン・ミネラル不足への対応		
食事提供	主食(おにぎり・パン等) 水分	炊き出し	弁当		
支援活動		避難所アセスメント、巡回栄養相談			栄養教育、相談

介護・医療用品や衛生用品については、要介護者や医療依存度の高い入居者、また負傷者を踏まえて、必要な物品を備蓄します。熊本地震の際、ホームの損傷が激しく入居者のケアプランや介護記録等を持ち出せなかったケースがありました。このことから、入居者の介護状況や普段使用している医薬品のリストを別途作成し備えておく必要もあると考えます。

事務用品については、ホームの運営上や建物の一部損傷を補強するために必要な物品を備蓄します。またPCが使えなくなる場合に備えてクラウド上にデータをバックアップすることが有効です。

また、災害発生時に情報を得るうえで、関係機関のリストを作成しておくことも役立ちます。

備蓄品をまとめて保管する場所がない場合は、ホーム内で場所を分散したり、敷地内に仮設倉庫を設置したりするなどして対応します。

なお、北海道胆振東部地震の際、札幌市内では変則的に断水し、近在する会員ホームでも断水するところとしないところ、に分かれました。こうした場合こそ、ホーム間で助け合えるような日頃の取り組みも非常に重要です。

策定例:

【備蓄品】 ※避難時物品は、添付の避難計画書に規定

○インフラ対応

自家発電機 ○台	カセットコンロ ○台	MCA 無線機 ○台	給水車用ホリタンク ○本
燃料 ○時間分	ガスボンベ ○台	社用携帯電話 ○台	使い捨てカイロ ○袋
ソーラーパネル付き ポータブル発電機 ○台	五徳コンロ ○台	携帯電話充電器 ○台	
社用車ガソリン補充	暖房器具 ○台	飲用水 ○L×○本	
	冷房器具 ○台	生活用水	

○食事用品

品名	数量	消費期限	保管場所	管理担当者
在庫米				
アルファ化米				
フリーズドライ食品				
イモ類				
乾麺				
缶詰				
粉末飲料				
缶ジュース				
経口補水液				
保存食セット				
レトルトミキサー食				
レトルト食				
経管栄養食				
高カロリー食				
割り箸				
プラスチックスプーン				
紙食器				
万能ナイフ				
缶切り				
ゴミ袋				
食品用ラップ				
アルミホイル				
発泡クーラーボックス				
保冷剤				

○介護・医療用品

紙おむつ ○枚	Pトイレ ○台	尿器 ○個	毛布 ○枚
紙パンツ ○枚	簡易トイレ ○台	ティッシュ ○箱	医薬品 ○セット
おしり拭き ○箱	凝固剤 ○袋	大型ゴミ袋 ○枚	手動吸引器 ○個
尿パッド ○枚	携帯トイレ ○袋	バスタオル ○枚	
ディスポ手袋 ○枚	マンホールトイレ 一式	清拭用タオル ○枚	

○衛生用品

石けん類 ○個	口腔ケア用品 ○セット	マウスガード ○個	医療機器
滅菌ガーゼ ○箱	生理用品 ○個	マスク ○枚	トイレトペーパー ○ロール
歯磨き剤 ○本	介護ガウン ○枚	消毒用アルコール ○本	
歯ブラシ ○本	フェイスシールド ○個	衛生材料	

○事務用品							
懐中電灯	○本	ろうソク	○箱	工具	○個	ブルーシート	○枚
乾電池	○本	作業用防具類	○セット	のこぎり	○本	リュックサック	○個
ヘッドライト	○個	軍手	○枚	文具類	一式	扇風機	○台
充電式ラジオ	○台	ハンマー	○本	拡声器	○個		

【連絡先】	
○○電力	住所 電話 URL
○○ガス	
○○市水道局	
(協力医療機関)	
(食材納入業者名)	
(おむつ納入業者名)	
有老協	

## C-5 建物・設備の点検

本BCPモデルは災害発生時に建物の損傷がないことを前提としていますが、平常時には必要な箇所の点検と必要な補修を定期的に行います。この点検内容は、災害発生時の点検箇所と同一にして管理します。

過去の地震では、居室内の家具が転倒して入居者が負傷したケースもありましたので、日頃から各居室内の被災防止について入居者のご理解を得てください。

家具の転倒防止策には、転倒防止金具や転倒防止チェーン、転倒防止板、二段式家具固定金具、等があります。設置の費用負担者は協議となりますが、ホームが設置を義務付ける場合は、器具が壁の下地まで入っ  
ていても、入居契約終了時の原状回復対象にはなりません。

以下は、厚生労働省が平成30年10月19日、北海道胆振東部地震後に発出した事務連絡のうち、点検すべき項目の内容です。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 停電に備えた点検</p> <p>&lt;非常用自家発電機関係&gt;</p> <p>① 非常用自家発電機が有る場合</p> <p>○燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策(24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など)を講じているか。</p> <p>○定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。</p> <p>② 非常用自家発電機が無い場合</p> <p>○医療的配慮が必要な入所者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。</p> <p>○医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入(難しければ、レンタル等の代替措置)を検討しているか。</p> <p>&lt;電灯(照明)関係&gt;</p> <p>○照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。</p> <p>&lt;防寒関係&gt;</p> <p>○石油(灯油)ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



<介護機器・器具関係>

- 医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- 人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- 近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- 災害時協力井戸の確保(酒造会社等)をしているか。
- 衛生面を考慮しつつ、地下水(井戸水)の利用の検討をしているか。
- (注)節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。
- (注)入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

- 飲料水の備蓄をしているか。
- (注)災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけでなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

- 携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

- カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。
- (注)比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。
- プロパンガスの導入又は備蓄(難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認)をしているか。
- 調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

- 通信手段のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保しているか。
- 複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等)を確保しているか。
- (注)緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

- 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- 食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか(飲料水等は再掲)。
- (注)消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。
- (注)利用者だけでなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。
- (注)備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- 点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。
- 上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- 上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- 上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP(事業継続計画)として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- 災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月31日付社援発0531第1号)を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

策定例:BCP上では「被害箇所の点検」と同一。

箇所	異常の有無	補修時期・内容
外壁	なし・あり	
屋根	なし・あり	
屋上高架水槽	なし・あり	
開口部	なし・あり	
地下室	なし・あり	
ボイラー室	なし・あり	
自家発電設備	なし・あり	
柱	なし・あり	
エクспанション	なし・あり	
共用部分のガラス窓	なし・あり	(必要箇所の飛散フィルム貼付)
建物内設備(落下・転倒)防止	なし・あり	
居室内家具等の落下防止	なし・あり	
外部業者による各種点検	なし・あり	(法定・任意点検)

## C-6 人的体制

### (1) 災害対応体制

災害発生後も業務を継続するため、統括責任者を定め、必要なチームの責任者が中心となって行動します。

### (2) 職員参集基準の策定

どのような場合に、どの職員が出勤するか、などをあらかじめ設定します。ただし、被災状況によって参集対象から外れる場合も設定すべきです。東日本大震災では、自身が負傷したり家族が行方不明であったりしても使命感の強い職員が参集したと言われますが、一步間違えれば危険な状況も多数ありましたので、ホームの道義的責任としても、参集対象の除外ルールは必要と考えます。

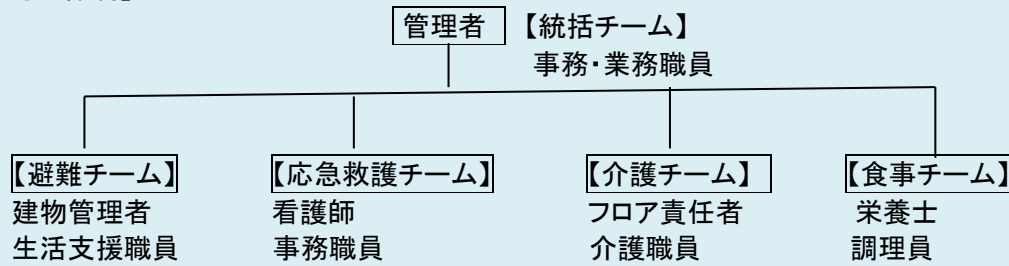
また、災害の発生が夜間か日中かによっても参集が必要な職員数は異なりますので、最初に想定する職員の出勤率、及びそれぞれの状況に応じたサービス提供の考え方も併せて検討しておきます。

災害対応体制では、本社が別の場所にある場合の指揮命令系統も検討します。

なお、災害発生時の職員の安否確認については、専用のアプリケーションや緊急用の LINE グループの設定を行い、定期的に訓練を行うことが有効です。

策定例:

【災害対応体制】



【職員参集基準】

職 種	第3配備 (震度6強以上)	第2配備 (震度5強・6弱)	第1配備 (震度5弱)
管理者	出 勤	出 勤	ホームに状況を確認し、必要と判断すれば出勤
各サービス責任者 看護師 防火管理者			ホームの招集により出勤
一般職員		各サービス責任者の指示により出勤 (緊急招集に備える)	
○ただし、自身や家族が死傷した場合、自宅が被災した場合、出勤に危険を伴う場合、については、出勤の必要はないものとする。この場合は適時、ホームに連絡すること。			
出勤者			
統括チーム	○名( )	○名( )	○名( )
避難チーム	○名( )	○名( )	○名( )
応急救護チーム	○名( )	○名( )	○名( )
介護チーム	○名( )	○名( )	○名( )
食事チーム	○名( )	○名( )	○名( )

【緊急時連絡方法】

1. 統括チームは、LINEグループにてBCP発動を職員全員に同報する。
2. 各職員は、安否状況および出勤可否について報告する。

## D. 災害発生時の対応

## D-1 災害発生後の業務

災害発生後の初動から数日後までの対応内容を策定します。職員がパニックを起こさず、全員が同じ認識で冷静に行動できるよう、平常時の訓練の積み重ねを踏まえて対応します。

特に初動はその後の対応を左右するため、非常に重要な場面です。入居者への対応上で、館内放送で入居者の不安を解消したり、認知症の入居者への個別対応を重点的に行う、なども検討します。

策定例：

### [1] 発災時の初動

対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、 作成時に削除する。)
自身と周りにいる入居者の 身を守る行動 (火災対応～避難誘導)		
負傷者の救護～搬送		
閉じ込め者の救出		
館内放送等		※入居者の不安を軽減するため館内放送で絶えず情報提供を行うことで効果があった。(東日本大震災、熊本地震)
ライフラインの状況確認		

### [2] 発災当日(参集職員到着後)

対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、 作成時に削除する。)
職員の参集		※ガソリンが不足し、職員が出勤できなかった。(東日本大震災)
居室の安否確認		※入居者の安否確認は、フロア単位での確認ルートとし職員が手分けして実施した。(阪神・淡路大震災) ※居室内で物が落下し受傷する入居者あり。平時から点検と対応が必要。(東日本大震災)
ライフライン代替手段実施		※オール電化の施設で停電が続き、サービス提供に支障を生じた。(東日本大震災) ※エレベーターが停止し復旧まで時間がかかった。入居者の居室からの移動手段が必要。(東日本大震災) ※ガス管の破損、停電による業務困難事例が多く報告された。(東日本大震災) ※断水が続き近隣の河川から水を汲み上げて対応した。(熊本地震)
通信手段の確保		※携帯電話が不通となったが、固定電話や災害時伝言板が有効に使えた。(東日本大震災)
建物・設備点検 (業務拠点確保)	事務担当者	平常時の点検箇所を目視し、損傷箇所を記録する。 ※事務室や共用部分が使用できず、職員、入居者全員を別の事業所に移して業務を継続した。(熊本地震)



連絡不能な職員の安否確認		
災害時業務開始	全員	
建物・設備の応急修理		
関係者への連絡 ・入居者家族 ・自治体、協力医 ・有老協[報告フォームを使用] ・近隣ホーム	事務担当者	
防寒・防暑対策		※余震に対し入居者が居室での生活を不安に感じるため、食堂に布団を敷いて全員で寝たが、簡易ストーブ等の備蓄がなく寒さが厳しかった。(東日本大震災)
外部の問い合わせ対応		

### [3] 発災翌日から3日間

特に、連続勤務による職員の緊張が解けてきた時期の管理が重要。必要に応じたホーム内宿泊場所の確保、看護職員によるバイタルチェック、PTSDの兆候が見られた場合の対策をとる。

対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、作成時に削除する。)
発災当日以降の業務継続		
職員の健康管理		※通常の勤務時間を短縮し、重要な業務に職員を集中させるシフトを組んだ。(東日本大震災)
建物・設備の一部復旧		
衛生管理		※被災から時間が経過するに従って重要な業務となる。
警備		※ 同 上

### [4] 発災4日後以降

対 応	担当者	具体的対応内容
3日目以降の業務継続		
情報システムの復旧		
建物・設備復旧		
必要物資の調達		

## D-2 復旧対応

発災後に点検した建物や設備の破損個所について、保守管理や取引先等事業者のリストから連絡を行い、速やかな復旧を目指します。

被害が生じた箇所については写真を撮って記録しておきます。

## D-3 外部連携

過去の災害発生時には、施設職員が参集できず、自治体が主導する「災害福祉支援ネットワーク」による施設への被災者受け入れが機能できなかったケースがあります。このことから、近隣のホーム間でのネットワークづくりが重要です。大阪府では、災害時に要配慮者への支援を行うネットワーク（DWAT）を構築しています。

### （１）近隣ホームとの連携

発災後の水や物資の不足、職員の不足、また入居者の受け入れ先を確保する必要がある場合などに備え、ぜひ近隣のホームと、平常時から災害発生時に協力し合える内容を協議し良好な関係を保って、いざというときに助け合える関係性を築いてください。

### （２）地域支援

発災後、ホームのサービス機能に余力がある場合においては、近隣住民に対して、日中や夜間の受け入れや食事提供、共用浴室の提供、介護支援など、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた上で、ホームの機能を可能な限り地域に開放するよう努めます。また、ホームが定期的実施する訓練にも町内会や近隣住民の参画を求めます。

なお、自治体が指定する福祉避難所や、地域福祉支援ネットワークへの加入も検討します。

（参考：近隣住民への大浴場開放（阪神・淡路大震災）・（福）聖隷福祉事業団提供）



策定例：

#### 【近隣ホームとの連携】

被災時の連絡先	〇〇ホーム 住所： 電話： メールアドレス
入居者の相互受け入れ	・当ホームでの受入可能人数：自立〇名、要介護〇名 ・〇〇ホームでの受入可能人数：自立〇名、要介護〇名
職員相互派遣	・双方で2名程度の派遣可能
備蓄物資の融通	・双方で不足する物資を可能な限り提供しあう ・必要物資の調達方法について情報交換する
避難訓練の共同実施	・外部避難所への避難方法、双方の建物への避難について検討する

#### 【地域住民の支援】

入居者へのサービス提供に支障がない範囲で、地域住民の避難を受け入れ、必要なサービス提供を行う。

## E. モデル様式

必要項目の検討を行い、最終的に計画書として取りまとめます。

策定〇年〇月〇日

改定〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

### 〇〇ホーム災害時業務継続計画書(BCP)

#### A. 基本方針

本ホームは、災害発生時において、次の方針に基づき事業を継続する。

1. 入居者の安全確保を図るとともに、職員の安全を確保する。
2. 入居者の生命・身体を保護するために、必要最低限のサービスを継続的に提供する。
3. 災害時のホームの状況に応じて、地域住民への支援を行う。

これを実現するために、本BCPを策定し、平常時の職員への研修や訓練を実施、災害発生時は適切に行動する。

#### B. 被災想定

##### 1. 地震発生時刻

冬季の平日朝5時(夜勤帯)

##### 2. 想定震度

震度5弱以上

##### 3. 浸水/津波

ハザードマップ上でリスクなし

##### 4. 液状化

液状化の可能性は低い地域

##### 5. ライフライン停止率予測

	発災直後	1日後	3日後	7日後	1月後
電 気	100%	100%	50%	0%	0%
水 道	100%	100%	70%	50%	0%
ガ ス	100%	100%	80%	70%	0%
通 信	100%	100%	90%	0%	0%

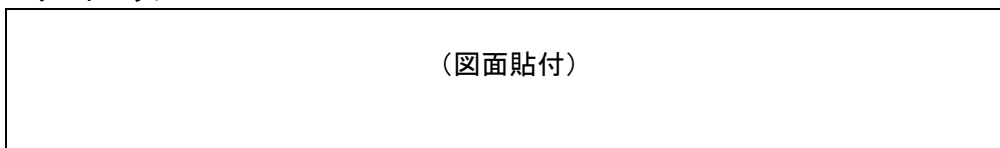
○発災から3日後まではライフラインが断絶することを想定し、必要な対応を図ることとする。

○特に発災7日目の想定として、電気・通信は復旧するが、水道は50%しか回復しないこととして、生活用水や飲用水の確保を行う。

##### 6. 建物被害

なし

##### 7. ハザードマップ



##### 8. 人員体制

初動時は勤務している職員〇名で対応。職員参集後は通常の30%の体制で業務を開始。

C. 発動基準

ホーム所在地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合、法人代表者がBCP を発動する。  
 また、被災後、建物が損傷し入居者に危険が及ぶ場合、又は各種災害により「警戒レベル3」が発令された場合は、ただちに入居者及び職員の館外避難を開始する。

D. 優先業務

1. 被災後数日間の業務方針

経過 目安	発災時 夜勤者のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日	
出勤率	5%	30%	30%	50%	100%	
在庫量	100%	90%	70%	20%	通常	
ライフライン 復旧率	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 50% 水道 30% ガス 20%	電気 100% 水道 50% ガス 30%	
業務基準	職員、入居者の 安全確認のみ	生命と安全を守る ための必要最低限の業務	食事、排泄介助 中心。その他は 休止や減	一部休止、減とするが、 ほぼ通常に近づける	ほぼ通常に回復	
食事サービス	—	備蓄食  備蓄飲用水使用	炊き出し 栄養補助食品  備蓄飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開  備蓄又は水道による飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開  備蓄又は水道による飲用水使用	
食事介助	—	必要な入居者に介助				
口腔ケア	—	人員体制が整う までなし	必要な入居者は うがい	適宜介助	ほぼ通常通り	
水分補給	人員体制が整う までなし	必要な入居者に介助				ほぼ通常通り
入浴介助	—	失禁等がある入 居者は清拭	清 拭		インフラ復旧次第、 入浴に切替	
(※以下、管理業務、生活支援サービス等について列記)						

2. 介護業務(◎:必須、○:状況に応じて実施、×:実施しない)

業 務	優先度	サービスレベル
起床時	◎	バイタルチェック、ウェットティッシュで洗顔、口腔ケア
排 泄	◎	通常通り
離 床	○	無理に離床を勧めないこともあり
食事・補水	◎	備蓄食材を使用して提供
移 動	◎	介助歩行者の車いす利用もあり
入 浴	×	清拭に切り替え
就寝前	○	口腔ケア
通院介助	○	通院が可避な場合のみ実施

E. 避難計画書 (添付)

F. 研修・訓練

訓練名	内 容	頻 度
BCP机上訓練	・災害時の被害想定 ・発災時対応業務の確認 ・緊急時連絡方法確認、等	年1回(4月) ※新入職員配置後



避難訓練	・入居者、近隣住民との実動訓練 ※消防訓練との整理は所轄消防署と協議 ・夜間想定の上訓練 ・館外避難場所への誘導訓練 ※「避難計画書」(添付)に基づき実施。	年1回(9月)
安否確認訓練	・居室巡回の実動訓練／机上訓練	年2回(4月、9月)
職員参集訓練	・参集ルート確認の机上訓練	年2回(4月、9月)

### G. インフラ停止への備え

#### ①電力停止への対応

○機器等の備え	・自家発電機の稼働方法・備蓄燃料の確認(半年に1回) ・充電器、電池、手動式備品の備蓄確認 ・自動車バッテリーからの充電機器確保
○最優先する設備	【医療機器、照明器具、冷蔵庫・冷凍庫、照明・空調、ELV、通信機器】

#### ②水道停止への対応

○機器等の備え	・飲料水確保／入居者・職員1人当たり1.5～3Lの備蓄 ・生活用水削減／簡易トイレ、紙コップ・紙皿、共用浴槽の水張り ・発災時の給水車用ポリタンク(5L×必要数)を常備
○自治体による、公園等の給水場所情報の入手方法を確認	

#### ③ガス停止への対応

○機器等の備え	・プロパンガス、五徳コンロ、ホットプレート、カセットコンロの備蓄
---------	----------------------------------

#### ④通信遮断への対応

○機器等の備え	・衛星電話、MCA無線機、端末充電器、を常備
---------	------------------------

### H. 物資の備蓄

【備蓄品】 ※避難時物品は、添付の避難計画書に規定

#### ○インフラ対応

自家発電機 ○台	カセットコンロ ○台	MCA無線機 ○台	給水車用ポリタンク ○本
燃料 ○時間分	ガスボンベ ○台	社用携帯電話 ○台	使い捨てカイロ ○袋
ソーラーパネル付き ポータブル発電機 ○台	五徳コンロ ○台	携帯電話充電器 ○台	
社用車ガソリン補充	暖房器具 ○台	飲用水 ○L×○本	
	冷房器具 ○台	生活用水 ○L	

#### ○食事用品

品名	数量	消費期限	保管場所	管理担当者
在庫米				
アルファ化米				
フリーズドライ食品				
イモ類				
乾麺				
缶詰				
粉末飲料				

缶ジュース				
経口補水液				
保存食セット				
レトルトミキサー食				
レトルト食				
経管栄養食				
高カロリー食				
割り箸				
プラスチックスプーン				
紙食器				
万能ナイフ				
缶切り				
ゴミ袋				
食品用ラップ				
アルミホイル				
発泡クーラーボックス				
保冷剤				

○介護・医療用品

紙おむつ	○枚	Pトイレ	○台	尿器	○個	毛布	○枚
紙パンツ	○枚	簡易トイレ	○台	ティッシュ	○箱	医薬品	○セット
おしり拭き	○箱	凝固剤	○袋	大型ゴミ袋	○枚	手動吸引器	○個
尿パッド	○枚	携帯トイレ	○袋	バスタオル	○枚		
ディスポ手袋	○枚	マンホールトイレ	一式	清拭用タオル	○枚		

○衛生用品

石けん類	○個	口腔ケア用品	○セット	マウスガード	○個	医療機器	
滅菌ガーゼ	○箱	生理用品	○個	マスク	○枚	トイレトペーパー	○ロール
歯磨き剤	○本	介護ガウン	○枚	消毒用アルコール	○本		
歯ブラシ	○本	フェイスシールド	○個	衛生材料			

○事務用品

懐中電灯	○本	ロウソク	○箱	工具	○個	ブルーシート	○枚
乾電池	○本	作業用防具類	○セット	のこぎり	○本	リュックサック	○個
ヘッドライト	○個	軍手	○枚	文具類	一式	扇風機	○台
充電式ラジオ	○台	ハンマー	○本	拡声器	○個		

【連絡先】

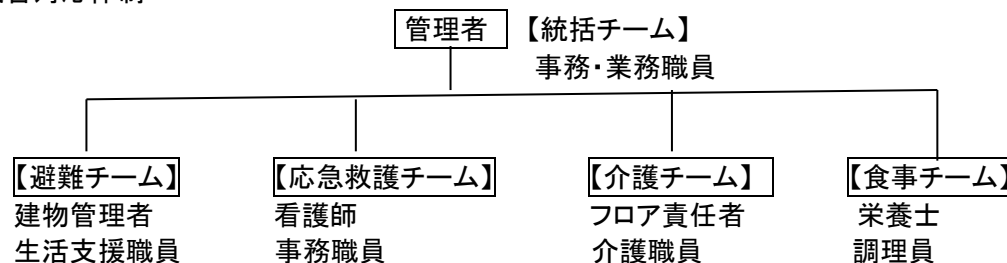
〇〇電力	住所 電話 URL
〇〇ガス	
〇〇市水道局	
(協力医療機関)	
(食材納入業者名)	
(おむつ納入業者名)	
有老協	

I. 建物・設備の点検（被災時の点検箇所と同一）

箇所	異常の有無	補修時期・内容
外壁	なし・あり	
屋根	なし・あり	
屋上高架水槽	なし・あり	
開口部	なし・あり	
地下室	なし・あり	
ボイラー室	なし・あり	
自家発電設備	なし・あり	
柱	なし・あり	
エクспанション	なし・あり	
共用部分のガラス窓	なし・あり	(必要箇所の飛散フィルム貼付)
建物内設備(落下・転倒)防止	なし・あり	
居室内家具等の落下防止	なし・あり	
外部業者による各種点検	なし・あり	(法定・任意点検)

J. 人的体制

1. 災害対応体制



2. 職員参集基準

職 種	第3配備 (震度6強以上)	第2配備 (震度5強・6弱)	第1配備 (震度5弱)
管理者	出 勤	出 勤	ホームに状況を確認し、必要と判断すれば出勤
各サービス責任者 看護師 防火管理者			ホームの招集により出勤
一般職員			各サービス責任者の指示により出勤 (緊急招集に備える)
○ただし、自身や家族が死傷した場合、自宅が被災した場合、出勤に危険を伴う場合、については、出勤の必要はないものとする。この場合は適時、ホームに連絡すること。			
出勤者			
統括チーム	○名( )	○名( )	○名( )
避難チーム	○名( )	○名( )	○名( )
応急救護チーム	○名( )	○名( )	○名( )
介護チーム	○名( )	○名( )	○名( )
食事チーム	○名( )	○名( )	○名( )

3. 緊急時連絡方法

1. 統括チームは、LINEグループにてBCP 発動を職員全員に同報する。
2. 各職員は、安否状況および出勤可否について報告する。

K. 災害発生後の業務		
[1] 発災時の初動		
対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、 作成時に削除する。)
自身と周りにいる入居者の 身を守る行動		
(火災対応～避難誘導)		
負傷者の救護～搬送		
閉じ込め者の救出		
館内放送等		※入居者の不安を軽減するため館内放送で絶えず情報 提供を行うことで効果があった。(東日本大震災、熊本地 震)
ライフラインの状況確認		
[2] 発災当日(参集職員到着後)		
対 応	担当者	具体的対応内容 ※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、 作成時に削除する。
職員の参集		※ガソリンが不足し、職員が出勤できなかった。(東日本 大震災)
居室の安否確認		※入居者の安否確認は、フロア単位での確認ルートとし 職員が手分けして実施した。(阪神・淡路大震災) ※居室内で物が落下し受傷する入居者あり。平時から点 検と対応が必要。(東日本大震災)
ライフライン代替手段実施		※オール電化の施設で停電が続き、サービス提供に支 障を生じた。(東日本大震災) ※エレベーターが停止し復旧まで時間がかかった。入居 者の居室からの移動手段が必要。(東日本大震災) ※ガス管の破損、停電による業務困難事例が多く報告さ れた。(東日本大震災) ※断水が続き近隣の河川から水を汲み上げて対応した。 (熊本地震)
通信手段の確保		※携帯電話が不通となったが、固定電話や災害時伝言 板が有効に使えた。(東日本大震災)
建物・設備点検 (業務拠点確保)	事務担当者	平常時の点検箇所を目視し、損傷箇所を記録する。 ※事務室や共用部分が使用できず、職員、入居者全員を 別の事業所に移して業務を継続した。(熊本地震)
連絡不能な職員の安否確認		
災害時業務開始	全員	
建物・設備の応急修理		
関係者への連絡 ・入居者家族 ・自治体、協力医 ・有老協[報告フォームを使用] ・近隣ホーム	事務担当者	
防寒・防暑対策		※余震に対し入居者が居室での生活を不安に感じるた め、食堂に布団を敷いて全員で寝たが、簡易ストーブ等 の備蓄がなく寒さが厳しかった。(東日本大震災)
外部の問い合わせ対応		

[3] 発災翌日から3日間

特に、連続勤務による職員の緊張が解けてきた時期の管理が重要。必要に応じたホーム内宿泊場所の確保、看護職員によるバイタルチェック、PTSDの兆候が見られた場合の対策をとる。

対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、作成時に削除する。)
発災当日以降の業務継続		
職員の健康管理		※通常の勤務時間を短縮し、重要な業務に職員を集中させるシフトを組んだ。(東日本大震災)
建物・設備の一部復旧		
衛生管理		※被災から時間が経過するに従って重要な業務となる。
警備		※ 同 上

[4] 発災4日後以降

対 応	担当者	具体的対応内容
3日目以降の業務継続		
情報システムの復旧		
建物・設備復旧		
必要物資の調達		

L. 地域連携

1. 近隣ホームとの連携

被災時の連絡先	〇〇ホーム 住所: 電話: メールアドレス
入居者の相互受入れ	・当ホームでの受入可能人数:自立〇名、要介護〇名 ・〇〇ホームでの受入可能人数:自立〇名、要介護〇名
職員相互派遣	・双方で2名程度の派遣可能
備蓄物資の融通	・双方で不足する物資を可能な限り提供しあう ・必要物資の調達方法について情報交換する
避難訓練の共同実施	・外部避難所への避難方法、双方の建物への避難について検討する

2. 地域住民の支援

入居者へのサービス提供に支障がない範囲で、地域住民の避難を受け入れ、必要なサービス提供を行う。

○添付資料: 避難計画書



# 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水）

【施設名：生活介護施設 ねやがわ園】

2020 年 月 作成

## 様式編 目次

### 自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。  
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 5 名	約 10 名	約 5 名	約 10 名
夜間	約 2 名	約 10 名	約 2 名	約 10 名

- ※幼児・児童・生徒数は最大の幼児・児童・生徒数を記載（おおよその幼児・児童・生徒数でもよい）
- ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
- ※夜間は入所部門の人数を記載

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。

または午前 7 時の時点で、全府下又は「 寝屋川市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 氾濫注意情報	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 東屋川（東屋川治水緑地地点） 氾濫注意水位 避難情報（避難指示）	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 東屋川（東屋川治水緑地地点） 氾濫注意水位 避難情報（避難指示）	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ（dボタン） インターネット
	洪水予報、水位到達情報	テレビ（dボタン） インターネット
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	テレビ（dボタン） エリアメール（緊急速報メール）
その他	施設周辺の浸水状況	職員の目視（安全に配慮して危険な場所に近づかない）
	排水施設の稼働状況	関係機関に確認

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、

「 〇〇市立東小学校 （避難場所）へ避難する。

（避難場所）へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは

第2ねやがわ園 （避難場所）において行う。

幼児・児童・生徒の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9



6 避難誘導

様式 4

(1) 避難場所、移動距離及び手段

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	01市立東小学校	150 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 台
施設名（内水）	47市立西南コミュニティセンター	50 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	03市立市民会館	200 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 台
施設名（内水）	第2ねやがわ園	50 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	施設	3 階	エレベーター
屋内安全確保（内水）	施設	3 階	ストレッチャー

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「寝屋川公園」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙 1  
 対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式 1 1

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ1台、タブレット端末3台、携帯電話5台、携帯電話用バッテリー6個、乾電池7個、test 8
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗9枚、携帯電話10台、携帯電話用バッテリー11個、test 9
施設内の一時避難	水18日分、食料19日分、寝具20人分、防寒具21人分、test22
衛生器具	おむつ23枚、おしりふき24枚、おやつ25個、おんぶひも26個、ウエットティッシュ27個
医薬品	常備薬2セット、消毒液24本、包帯25個、ガーゼ25個、test31
その他	test45

浸水を防ぐための対策

土のう31個、止水板32台、test31
----------------------

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 5 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ②毎年 5 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

本 BCP の資料参照・出典：内閣府、厚生労働省、国土交通省、東京都、茨城県、静岡県、大阪府、和歌山県、福岡県、沖縄県、札幌市、石狩市、守口市、(公社)日本看護協会、(公社)日本栄養士会、(福)全国社会福祉協議会、(福)東京都社会福祉協議会、MS&ADインターリスク総研(株)。

※各団体が努められているBCPの取り組みや図書等についてもご参考にしてください。

## 2. 入居者虐待について

□寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導指針(抄)

### 11. サービス

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)に基づき、次の事項を実施すること。

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロから二までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ヘ その他、同法第 20 条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のために次の措置を講ずること。

① 入居者及び家族等の苦情解決体制を整備すること。

② 職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村及び有料老人ホーム所管庁等に通報すること。

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、施設長、介護支援専門員、介護職員、医師・看護師・作業療法士・理学療法士等を構成員とする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

□令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省)

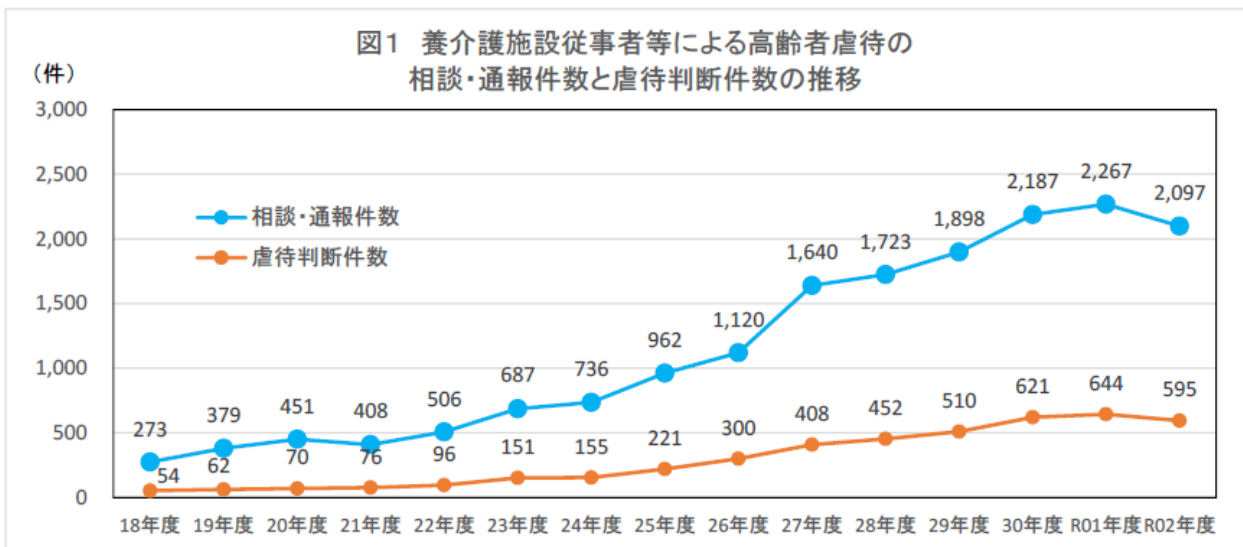


図7 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

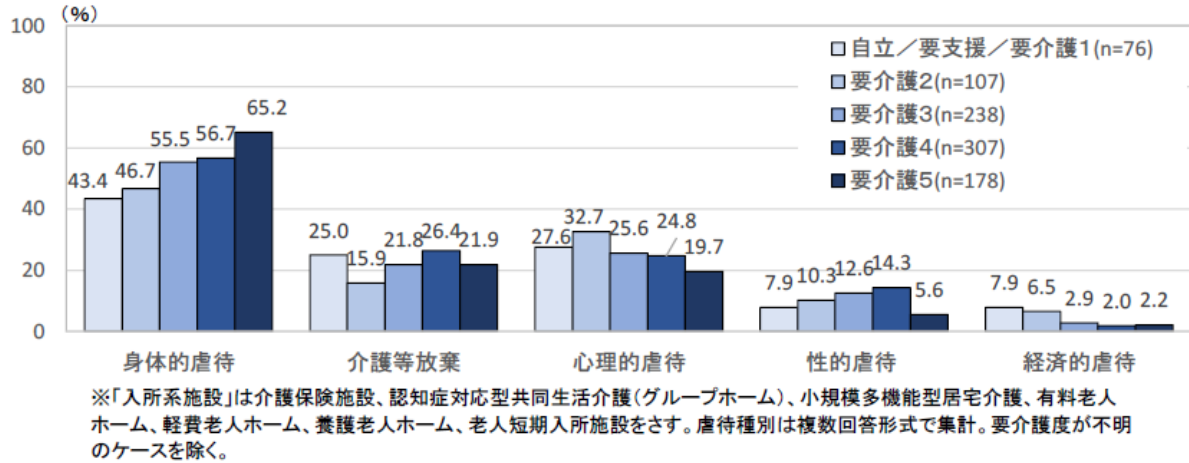
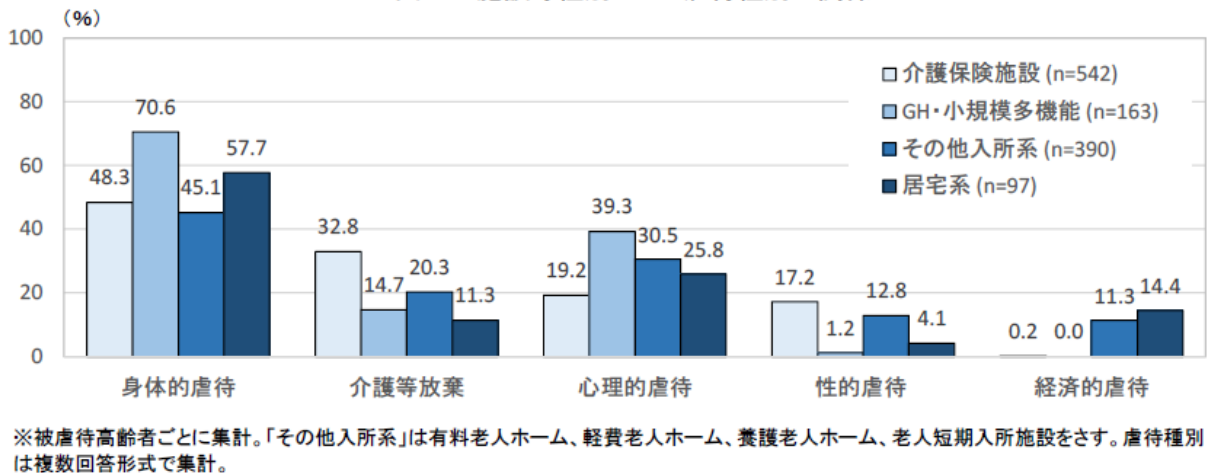


図9 施設等種別ごとの虐待種別の関係



「高齢者虐待防止 「高齢者虐待防止に向けた施設従事者のための自己チェックリスト」 (オリジナル 松戸市/改変 和歌山県)		
1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない	YES	NO
2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない	YES	NO
3. 虐待は違法行為であり、許されないことである	YES	NO
4. 虐待は基本的人権の侵害である	YES	NO
5. 虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	YES	NO
6. 施設内虐待は施設が密室化していると生じ易い傾向がある	YES	NO
7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する	YES	NO
8. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらない	YES	NO
9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当しうる	YES	NO
10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する	YES	NO
11. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する	YES	NO
12. 虐待は被害者の生命に関わることがある	YES	NO
13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる	YES	NO
14. すべての人は虐待を行うかもしれないリスクをもっている	YES	NO
15. 利用者を暴力などで制止することはやむを得ないことがある	YES	NO
16. 拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらない	YES	NO
17. 施設従事者による経済的虐待というものは存在しない	YES	NO
18. 利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたる可能性がある	YES	NO
19. 認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される	YES	NO
20. 施設従事者が、自分では知らないうちに利用者に虐待行為を行うことがある	YES	NO
21. 介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながりやすい	YES	NO
22. ストレスや疲労が重なると誰でも虐待行為に及んでもおかしくない	YES	NO
23. 自分や他従事者の介護の仕方に疑問を感じることもある	YES	NO
24. 虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う	YES	NO
25. 利用者がむせたら、すぐにミキサー食にするか、とろみをつける必要がある	YES	NO
26. 利用者に親しみをこめて、「ちゃん付」で呼んだり愛称で呼ぶことがよくある	YES	NO
27. トイレで対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある	YES	NO
28. オムツ交換は決められた定時に行えば十分である	YES	NO
29. ナースコールが頻回な場合、ナースコールを抜いたり止めたりすることがある	YES	NO
30. 認知症が進行した人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくてもよい	YES	NO
31. 粉薬がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にふりかけ食べさせている	YES	NO
32. 不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない状況がある	YES	NO
33. 施設内で「虐待防止に関するマニュアル」を使用している	YES	NO
34. 虐待防止マニュアルがあれば虐待は起こらなくなる	YES	NO
35. 施設内で「接遇に関するマニュアル」を使用している	YES	NO
36. 利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れている	YES	NO
37. トラブルやミス、トラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告するシステムがある	YES	NO
38. 介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能を向上させている	YES	NO
39. 介護知識を磨く研修システムを利用して介護知識を向上させている	YES	NO
40. 苦情に対応する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている	YES	NO
41. 従事者の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取り組みがある	YES	NO
42. 施設従事者は自施設において虐待被害者を発見したときには通報義務がある	YES	NO
43. 虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである	YES	NO
44. 虐待の通報は義務ではなく、良心に基づいて行うものである	YES	NO
45. 虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない	YES	NO
46. 虐待の通報先を知っている	YES	NO
47. 利用者とのトラブルが起こったときには上司に積極的に相談している	YES	NO
48. 上司に意見をしたり、相談しにくい雰囲気がある	YES	NO
49. 自分の施設ではパワーハラスメントは存在しない	YES	NO
50. 自分の施設ではサービス残業（残業手当をもらわないで行う残業）はない	YES	NO
51. 利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない	YES	NO
52. 虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されることがある	YES	NO



## 【チェックリスト解説】

### 「高齢者虐待防止」「高齢者虐待防止に向けた施設従事者のための自己チェックリスト」解説

#### 1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない 起こるはずがない NO

残念ながら、あらゆる施設で虐待は起こりえます。いかに、理念や方針が崇高であっても、いかに管理者が人格的に高潔であっても、虐待が防げるとは限りません。施設内虐待防止のために、すべての施設に不断の努力をお願いしたいと思います。

#### 2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない NO

良心的な施設従事者でも、技術や経験が未熟なうちは、様々な利用者の「予想外の反応」などに適切に対応できるとは限りません。また、良心的な施設従事者でも、過酷な条件に置かれ、疲労したり、ストレスにさらされていると、怒りや感情を抑えきることができなかつたりします。

#### 3. 虐待は違法行為であり、許されないことである されないことである YES

#### 4. 虐待は基本的人権の侵害である YES

#### 5. 虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある YES

虐待は違法です。許されません。ときには、傷害罪や横領など刑法犯罪に該当する可能性があります。また、当然人権侵害にあたります。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任の五つに分けて虐待を認識します。

#### 6. 施設内虐待は施設が密室化していると生じ易い傾向がある YES

家庭でも施設でも、虐待は隠される傾向があり、密室化した場所で起こり易い傾向があります。

#### 7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する YES

#### 8. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらない NO

#### 9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当する YES

#### 10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する YES

#### 11. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する YES

器具等による身体拘束や、部屋などに閉じ込めることも、薬物を使用して精神作用や身体能力を抑制することなども、身体的虐待となりえます。入浴や排泄時などのケアの途中であっても、陰部を露出したまま放置したりすることは、虐待となりえます。パスタオルをかけるなどの配慮が必要です。

#### 12. 虐待は被害者の生命に関わることがある わることがある YES

#### 13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる YES

虐待はときに被害者の生命に関わることがあります。緊急を要するときは救急車を利用してかまいません。施設従事者が適切に対応できず、結果的に放置・放任した場合も、虐待に該当します。

#### 14. すべての人は虐待を行うかもしれないリスクをもっている うかもしれないリスクをもっている YES

人類の歴史は虐殺、圧迫、隷従などに満ちています。いかなる歴史上の人間も虐待から無縁ではありません。すべての人間は、支配の欲望や、暴力や暴言の衝動をもっています。多くの人は理性でコントロールしていますが、状況によって虐待を行う素地をすべての人間がもっています。

また、対人援助は、技能トレーニングと経験が必要な職業です。トレーニングを積まないうちは、うまく利用者に対応できず、知らず知らずのうちに、不適切な対応を行うことがあります。

#### 15. 利用者を暴力などで制止することはやむを得ないことがある NO

利用者は様々な反応を生じえますが、暴力などを用いないで対応できるように、日ごろより施設従事者はトレーニングを積んでいただきたいと思います。

#### 16. 拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらない NO

多くの身体拘束は「安全のため」という理由で行われます。しかし、他の手法で安全を確保する方法が十分に検討されたか、が問題です。また、施設従事者の力量があれば、拘束を行わないで済むこともありえます。

#### ※身体的拘束等の禁止

介護保険施設は、入所者等本人や他の入所者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の入所者等の行動を制限する行為を行うことは禁止されています。やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その

態様及び時間、入所者等の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録することが必要です（記録は保存します）。

また、緊急やむを得ず行う場合の手続について、運営規程に定めておくことが望ましいとされています。すなわち、

①緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断が施設全体として行われるように、ルールや手続を定めること。

②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めること（説明手続・説明者の明文化）などが求められています。

17. 施設従事者による経済的虐待というものは存在しない NO

施設従事者が利用者の財産を横領するなどの例が知られています。いかなる施設でも、完全に虐待から無縁ではありえません。

18. 利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたることもある YES

施設入所者の年金やその他の財産や、不動産などを家族などが（本人の意思に反して、あるいは、本人に承諾を得ないで）、使用してしまう例があとを絶ちません。これは経済的虐待に該当します。

19. 認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される NO

認知症の利用者は様々な行動や反応を示します。施設従事者も経験が少ないうちは、それらの多くの反応が「予想外」「対応不能」に見えるかもしれません。しかし、経験と研修を積み重ねれば、そのような行動や反応に、予測と確信をもって、適切に対応できるようになります。一見不合理に見える行動のなかにも、本人なりの理由があったりします。行動が一見不合理に見えるからといって、身体拘束が正当化されることはありません。

20. 施設従事者が、自分では知らないうちに知らないうちに利用者に虐待行為を行うことがある YES

虐待行為に対する知識や認識が不十分だと、それを虐待と気づかないことがあります。すでに述べたように、身体拘束などは様々な「もっともらしい理由」で行われる傾向があります。

加害者はしばしば「自分で虐待をしている自覚がない」ことが知られています。

21. 介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながりやすい YES

良心的な施設従事者でも、技術や経験が未熟なうちは様々な利用者の反応に適切に対応できるとは限りません。しっかりと研修をしながら経験を積み重ねると、様々な場面やトラブルに適切に対応できるようになります。技術や知識不足のために虐待を起こしてしまうことがあります。

22. ストレスや疲労が重なると誰でも虐待行為に及んでもおかしくない 誰でもおかしくない YES

いかなる人格者といえども「生身の人間」です。ストレスや疲労が重なると、どうしても、ケアが粗雑になったり、怒りの感情を表面に出したりするものです。もとより、いつもベストコンディションの人間などいるはずがありません。コンディションがよくないときにケアに従事する場合には、そのような認識が肝要と思われれます。

23. 自分や他従事者の介護の仕方に疑問を感じることもある YES/NO

24. 虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う YES/NO

実際に不適切な状態がないのであれば、よい介護現場であると考えられますが、不適切な状態があるのに疑問を感じない場合、倫理観の欠如やケアに対する知識・技術不足も考えられます。

虐待防止やケアの質の向上に向けた法令知識や介護知識・技術の向上について、介護職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があり、組織の取組としてはこれらにかかる研修等の機会の確保、及び虐待防止の体制作りが必要です。

25. 利用者がむせたら、すぐにミキサー食にするか、とろみをつける必要がある YES /NO

利用者のむせは、飲み込み（嚥下）の障害による可能性もあります。その意味では、ミキサー食にするか、とろみをつける、というのは適切な判断かもしれません。しかし、食事介助は高度の技能を要するものです。もしかしたら、施設従事者の技能が不十分でむせてしまったのかもしれません。

ミキサー食にするか、とろみをつける、という判断をする前に、まず、本当に適切なケアが行われたのか、ということを検証する必要があると思います。その意味では、この設問の模範解答は「NO」です。しかし、状況によっては YES はまちがいでありません。いずれにしても、ケアの技能や環境設定を検討することが大切だと考えられます。

26. 利用者に親しみをこめて、「ちゃん付」で呼んだり愛称で呼ぶことがよくある NO

高齢者の利用者に対して、「ちゃん付」で呼んだり、愛称で呼ぶことは、以前は多くの施設や病院などで行われていました。最近では、人生の先輩である高齢者に、このような呼び方をすることは、尊厳に反するというので、好ましくないと考えるのが一般的です。「〇〇様」、「〇〇さん」と、（名前ではなく）名前で呼ぶのが好ましいとされています。

ます。

27. トイレで対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある NO

それが利用者にとって必要なケアなのに意図的に行わない場合、介護職自身の倫理観の欠如、及び従事者間で指摘することがないなどのけん制機能の欠如が考えられます。

それが利用者にとって必要なケアなのに、必要であるとの認識がない場合、介護者のケアに関する知識・技術不足が考えられます。

それが利用者にとって必要なケアだと認識しているが、他の業務を行わなければならない対応できない場合、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けて組織的な対応が必要です。

28. オムツ交換は決められた定時に行えば十分である NO

人間は時計のように決められた時刻に排泄することはありません。読者も、「自分の排泄が、まったく定時で行える」人は一人もいないと思います。尿や便は、不規則に排泄されますし、日によって量や回数が変化します。そのような排泄物の量や回数の変化に応じて、必要があれば、定時以外にも、オムツを交換することは重要なケアといえます。また、すでに排泄物が出ているのに、それを故意に放置して、不快なまま長時間我慢させたり、オムツかぶれなどをつくってしまうと、虐待に該当する可能性があります。

29. ナースコールが頻回な場合、ナースコールを抜いたり止めたりすることがある NO

ナースコールは利用者の何らかの苦しみなり、精神的な不安の表れであり、それは、何かを訴えているということです。ナースコールを抜いたり止めたりすると、「利用者にそれを我慢させる」ことになります。「本来苦しみがあるのに我慢させる」ことは、放置に近い行為であり、本来は避けるべきです。このような一見問題に見える行動を起こす利用者への対応は、技と経験がものを言います。できれば、介護技術を駆使して、その状況に対応して乗り切ることができれば、よりよい対応です。

30. 認知症が進行した人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくてもよい NO

認知症が進行すると、どうしても反応が乏しくなりがちです。だんだんと周囲の人にも声をかけてもらえなくなります。放置・放任、といわないまでも、どうしても、声をかけることがおろそかになりがちです。つまり、本人は孤独です。こういう人にこそ、施設従事者は声を積極的にかけたいものです。どうかよろしくお願いします。

31. 粉薬がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にふりかけ食べさせている NO

ご飯に、粉にした薬をふりかけ食べさせることは、以前は多くの施設や病院などでも行われていました。最近では、食事という人生の大きな楽しみに対してこのような行為を行うことは、尊厳に反すると考えるのが一般的です。

32. 不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない状況がある YES/NO

利用者の状態による「緊急やむを得ない」場合の身体拘束や危険回避等について、必要な手続を踏む必要があります。また、利用者がなぜそのような状態になっているのか、そのような状態にしないためにはどうすればよいのか、といった個別ケアの検討を進める必要があります。個別ケアの検討が十分すすめられたにも関わらず、そうせざるを得ない場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。YES を最小限に抑えるため、どのように取り組んだらよいかを施設内で話し合ってください。

33. 施設内で「虐待防止に関するマニュアル するマニュアル」を使用している YES/NO

もし使用していない場合は、施設に虐待防止に関するマニュアルがあるかどうか上司などに尋ねてみてください。施設独自のものが無い場合には、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターが発行する次の教材等がダウンロードできます。

◎『施設・事業所における高齢者虐待防止虐待防止学習テキスト』

\*「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」の教材の一部です。なお、認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）のウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」(<http://www.dcnnet.gr.jp/>)から教材等がダウンロードできます。

「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」の掲載場所は 介護研究>センター研究報告書>仙台センター平成20年度 >介護現場のための高齢者虐待防止教育システム

34. 虐待防止マニュアルがあれば虐待は起こらなくなる NO

施設に虐待防止に関するマニュアルがあっても、それを活用する施設環境や意識づけがなければ効果を発揮しません。また、虐待防止は固定的なものではなく、全従事者がエネルギーをたゆまず注入し続けることにより効果を発揮します。マニュアルを紙の上に終わらせるのではなく、「たましいの入った知識・技能」とするべく、取り組みたいと思います。

35. 施設内で「接遇に関するマニュアル するマニュアル」を使用している YES/NO

利用者の尊厳を維持する対応は個人的な判断ではなく、施設として「好ましい対応方法」を明確にするのがよいとされています。接遇のマニュアルは、福祉領域でも、多くの接客業・サービス業でも使用されています。もし、あなたが使用していない場合は、施設に接遇に関するマニュアルがあるかどうか上司に尋ねてみてください。施設独自のものが無い場合には、新しく施設で作るのもひとつの方法と思われます。

36. 利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れている YES /NO

37. トラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告するシステムがある YES /NO

苦情やトテブルやミス（ニアミス）を積極的に受け入れると、問題を早期に認識できるため、とりかえしがつかない深刻な虐待などを未然に予防できる可能性があります。YES と回答した方は、「それがどのようなシステムによって実現しているか」に従事者同士や管理者と討論していただきたいと思います。NO と回答した方は、なぜ、積極的でないかを考え、今後、それを改善するにはどうすればよいかを従事者同士や管理者と討論していただきたいと思います。

38. 介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能を向上させている YES/NO

39. 介護知識を磨く研修システムを利用して介護知識を向上させている YES /NO

介護知識・技能が高く、経験が豊富だと、様々な利用者の反応に的確に対応でき、多くの場合、身体拘束などを行わなくても対応可能なケースが多くなります。YES と回答した方は、「それがどのようなシステムや自己努力によって実現しているか」に従事者同士や管理者と討論していただきたいと思います。NO と回答した方は、それが個人的理由（あなたがまだ知らない）によるのか、今後、施設のシステム整備により実現しうるのか、を従事者同士や管理者と討論してもらいたいと思います。

40. 苦情に対応する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている YES/NO

苦情を積極的に受け入れると、問題を早期に認識でき、深刻な虐待などを予防できる可能性があります。苦情対応に対する透明性を高め、より洗練された対応を行うために、第三者委員会を設置することは望ましいとされています。現状について調べてみて、従事者同士や管理者と討論してみましょう。

41. 従事者の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取り組みがある YES

虐待防止やケアの質の向上に向けた、法令知識や介護知識・技術の向上について、介護職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があり、組織の取組としてはこれらにかかる研修等の機会の確保、及び虐待防止の体制作りが必要です。

42. 施設従事者は自施設において虐待被害者を発見したときには通報義務がある YES

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」に施設従事者の通報義務が明記されています。

43. 虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである YES

虐待の事実を確認することはしばしば困難なことがあります。虐待は他者から見えないところで行われる傾向があり、利用者の訴えを聞いたり、利用者の体の傷などをみて、推測するしかないこともしばしばあります。施設の一従事者がそれを調査することも簡単ではありません。虐待が疑われた場合には、通報してください。

44. 虐待の通報は義務ではなく、良心に基づいて行うものである 行うものである NO

45. 虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない うものではない NO

虐待の通報は施設に働く者全員の義務です。個人の価値観や良心で行うものではなく、法的な義務として実施すべきものです。

46. 虐待の通報先を知っている YES YES YES

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報することが定められており、この通報先については通報・届出の受理を行う部署・窓口等を周知させなければならないと定めています。養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する担当窓口は、通報・届出の受理窓口がどこなのか、住民や関係機関に対して、連絡先を周知しなければなりません。

地域包括支援センターに養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等が寄せられた際には、地域包括支援センターは市町村担当部署へ連絡します。養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応は市町村担当部署が実施します。

市町村の担当部署をご存じない場合は、必ず確認しておいて下さい。

47. 利用者とのトラブルが起こったときには 起こったときには上司に積極的に相談している YES /NO

48. 上司に意見をしたり、相談しにくい雰囲気がある YES/NO

管理者と従事者がうまくコミュニケーションできていると、利用者とのトラブルなどに円滑に対応でき、結果として虐待防止につながることが分かっています。

49. 自分の施設ではパワーハラスメントは存在しない YES

上司が強権的では、トラブルなどを上司に報告しづらいため、問題が先送りとなり、深刻になってから、明らかになるという現象が起こりえます。パワーハラスメントの存在は虐待防止には不利な要素です。

50. 自分の施設ではサービス残業（残業手当をもらわないで行う残業）はない YES

サービス残業は労働関係法規に反します。労働がきついと、施設従事者はケアが粗雑になったり、感情のコントロールが困難になったりしがちで虐待に繋がってしまうことがあります。

労働はプロとしての生きがいを持つ行為ですから、「楽であればよい」というものではありませんが、極度に過酷であると虐待防止に不利に作用します。

51. 利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない YES

52. 虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されることがある YES

虐待は違法行為であり、上司の指示であっても行うことができません。上司の指示が法律を越える力をもつことはありえません。雇用契約上、従事者が上司の指示に従うことになっていても、「違法な指示」はもとより無効です。身体的虐待により、被害者に傷害などを与えたときには当然、損害賠償請求の対象になります。横領などの経済的虐待も同様です。

## 有老協は高齢者向け住まい業界において 事業者、入居者、自治体のすべてに 対応する組織です。

「全国有料老人ホーム協会」(略称：有老協)は  
有料老人ホームを運営している民間の事業者が集い、昭和57年に設立しました。  
私たち協会の務めは大きく分けて3つあります。

高齢者向け住まい事業者のコンプライアンス経営に協力する

高齢者向け住まいの入居者の暮らしを守る

自治体との連携を強化して、業界の健全な発展に寄与する



長年高齢者向け住まいのあり方を追求してきた  
当協会だからこそ、それぞれに対応することが可能なのです。  
これからも業界の健全な発展のために様々な事業を展開していきます。

### 業界の質の向上に 取り組んでいる事業

- **日常的な業務支援・情報提供**  
運営上の悩み、制度改正対応、行政指導対応等について、日常的に会員からの相談に応じています。
- **職員研修**  
高齢者向け住まいで働く職員に向けて、様々なカリキュラムで研修を実施しています。また経営者層に向けて、様々なテーマでセミナーを開催しています。
- **サービス第三者評価**  
協会独自の評価基準に基づき、第三者の評価機関がホームごとにサービスの質や内容を評価します。評価結果を、ホームの入居促進に活用いただいています。
- **コンプライアンス経営支援**  
法令に基づいた入居契約関係書類の作成支援、景品表示法に抵触しないよう広告表示物のチェック等を支援いたします。

### 自治体との連携

- **自治体からの業務受託**  
全国の自治体が実施する事業者向け研修に講師を派遣したり、自治体から研修業務を受託したりしています。
- **集団指導への講師派遣**  
制度改正対応や、法令遵守経営を推進する目的で自治体を実施する集団指導へ、講師を派遣しています。
- **自治体への情報発信**  
協会ホームページやメールマガジン等で情報発信するなど、自治体の指導監督業務のサポートを実施しています。

### 入居者の保護を 目的とした事業

- **入居者生活保証制度**  
法律の規定で、事業者が入居者から前払金を受領する場合は、その保全措置を講じる義務があります。本制度は、事業者の万一の倒産に備え、広く利用されています。
- **入居者生活支援制度**  
協会の会員ホームが天災や経営危機などにより、入居者へのサービスの提供が困難になった場合、入居者の生活と事業者の運営をサポートします。東日本大震災、熊本地震の際も、救援物資の提供などを行いました。
- **入居者相談対応**  
高齢者向け住まいへの入居希望者や、その家族からの日常的な相談に応じています。
- **入居希望者向け講座への講師派遣**  
全国の自治体や消費者生活センターからの依頼により講師を派遣して、高齢者向け住まいの基礎知識や選び方などをテーマに講演を行っています。
- **入居希望者向け情報提供**  
高齢者向け住まいの基礎知識や最新情報について、様々な媒体を使って、分かりやすく情報提供しています。

## 有老協の会員支援について

- 有老協は、会員からの各種相談等に、無償で日常的に対応しています。
- それ以外に、突発的な事態等が発生した場合にも、個別サポートを行っています。
- そのため、会員からは「転ばぬ先の杖」と評価されています。

